

# 第3部

## 政策別計画

### I 理念分野

政策 1 人権・多様性・平和

### II 健康・福祉分野

政策 2 健康

政策 3 医療

政策 4 衛生

政策 5 地域福祉・低所得者支援

政策 6 高齢者支援

政策 7 障害者支援

### III 子ども・教育分野

政策 8 子ども・家庭支援

政策 9 学校教育

政策10 地域教育

政策11 生涯学習

政策12 スポーツ

### IV 街づくり・環境・産業分野

政策13 地域街づくり

政策14 防災・生活安全

政策15 交通

政策16 公園・水辺

政策17 環境

政策18 産業

政策19 観光・文化

政策20 地域活動



曳舟川親水公園

# 政策別計画 体系図

## 理念分野

### 政策1 人権・多様性・平和

**施策1 人権・多様性** ～人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります～

**施策2 ユニバーサルデザイン** ～ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります～

#### 施策3 多文化共生

～互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります～

**施策4 非核平和** ～世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします～

### 政策2 健康

**施策1 健康づくり** ～区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします～

**施策2 心の健康** ～心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます～

**施策3 生活習慣病の予防** ～区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします～

### 政策3 医療

**施策1 医療サービスの確保** ～地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します～

#### 施策2 在宅医療の推進

～医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします～

### 政策4 衛生

**施策1 感染症対策** ～感染症の予防と感染拡大を防ぎます～

**施策2 食品衛生** ～食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します～

**施策3 環境衛生** ～衛生的で快適な環境を整えます～

### 政策5 地域福祉・低所得者支援

**施策1 地域福祉の推進** ～支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります～

**施策2 福祉サービス利用者支援** ～福祉サービスを安心して利用できるようにします～

**施策3 生活困窮者支援** ～生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします～

## 健康・福祉分野

## 政策6 高齢者支援

**施策1 高齢者活動支援** ～高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します～

**施策2 介護予防** ～高齢者の介護予防活動への支援を充実させます～

**施策3 高齢者要介護・自立支援**  
～高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします～

## 政策7 障害者支援

**施策1 障害者自立支援** ～障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します～

**施策2 障害者就労支援** ～障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します～

**施策3 児童発達支援** ～発達が心配される児童一人一人の発達を支援します～

## 政策8 子ども・家庭支援

**施策1 母子保健** ～安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます～

**施策2 子育て家庭への支援** ～子育て中の家庭を支援し、安心して子どもを育てられるようにします～

**施策3 仕事と子育ての両立支援** ～仕事と子育てを両立しやすい環境を整えます～

**施策4 放課後支援** ～子どもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるようにします～

**施策5 子ども・若者支援** ～子どもの権利・利益を守り、若者の社会的な自立を支援します～

## 政策9 学校教育

**施策1 学力・体力の向上** ～学力・体力の向上を図り、子どもたちの生きる力を育みます～

**施策2 一人一人を大切にできる教育の推進**  
～一人一人を大切にできる教育を推進し、全ての子どもが楽しく充実した学校生活を送れるようにします～

**施策3 教育環境の整備** ～いきいきと学校生活を送れるよう、教育環境を整えます～

## 政策10 地域教育

**施策1 学校・家庭・地域の連携**  
～学校・家庭・地域の連携により、青少年の健全育成を図るとともに、豊かな教育環境をつくります～

**施策2 家庭教育への支援** ～家庭教育を支援し、親子が共に学び育ち合えるようにします～

政策 11 生涯学習

**施策 1 区民学習** ～多様な学びと交流の機会を整え、自主的な学習活動を支援します～

**施策 2 図書サービスの充実** ～誰もが快適に図書サービスを利用できる環境を整備します～

政策 12 スポーツ

**施策 1 スポーツ活動の推進**  
～区民誰もが多様なスポーツに親しみ、健やかに暮らせる環境をつくります～

**施策 2 スポーツ基盤整備** ～区民誰もが安全・快適にスポーツに親しめる環境を整備します～

政策 13 地域街づくり

**施策 1 計画的な土地利用の推進** ～計画的な土地利用を図り、区民主体のまちづくりを推進します～

**施策 2 駅周辺拠点の形成** ～駅周辺を、住み、働き、憩う、にぎわいのある拠点とします～

**施策 3 地域の街づくり** ～地域特性や地域の実情を活かした街づくりを進めます～

**施策 4 良好な住環境づくり** ～良好な住環境を整え、住生活の安定と向上を図ります～

政策 14 防災・生活安全

**施策 1 防災街づくり** ～災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります～

**施策 2 災害対策** ～災害に対しの確な対応と迅速な復旧ができる体制をつくります～

**施策 3 防災活動** ～災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします～

**施策 4 地域安全** ～犯罪や事故から身を守り、安全で、安心して暮らせるまちにします～

**施策 5 消費生活** ～賢い消費者として正しい知識を身につけ、安心して生活できるようにします～

政策 15 交通

**施策 1 道路交通網の充実** ～誰もが安全かつ快適に通行できるよう、道路交通網の充実を図ります～

**施策 2 自転車活用の推進**  
～自転車の安全かつ快適な活用を図るとともに、歩行者・自転車の安全を確保し、交通事故を減らします～

**施策 3 公共交通の充実**  
～区内を移動するあらゆる人にとって、分かりやすく・利用しやすい公共交通を実現します～

政策 16 公園・水辺

**施策 1 公園整備** ～多くの区民が集い、憩い、活動できる公園を整備します～

**施策 2 水辺整備** ～河川を活かした快適な空間を整備し、多くの区民が水辺に親しめるようにします～

政策 17 環境

**施策 1 地球温暖化対策** ～省エネ行動や再生可能エネルギー利用を促進し、地球温暖化対策を進めます～

**施策 2 緑と花のまちづくり** ～緑と花でいっぱいの美しい都市環境をつくります～

**施策 3 自然保護** ～豊かな自然を守り、生物多様性の保全に努めます～

**施策 4 生活環境保全** ～良好な生活環境が保たれ、快適に住み続けられるようにします～

**施策 5 資源循環の促進**  
～持続可能な資源循環型地域社会の形成を促進し、環境への負荷を低減させます～

**施策 6 まちの美化推進** ～ごみのない、きれいで清潔なまちにします～

政策 18 産業

**施策 1 産業の活性化**  
～新たな技術や事業の創出を支援するとともに、区内産業の魅力を広くアピールして、産業を活性化します～

**施策 2 経営支援** ～区内の事業所が安定的に経営できるようにします～

**施策 3 都市農地の保全**  
～農地とふれあう環境づくりや農地所有者の支援を行い、都市農地の保全を図ります～

**施策 4 キャリアアップ・就労支援** ～区民のキャリアアップと就労を支援します～

政策 19 観光・文化

**施策 1 観光まちづくり** ～本区ならではの観光資源を活かしたにぎわいのあるまちにします～

**施策 2 観光イベント** ～地域ならではのイベントにひかれ、多くの人でにぎわうようにします～

**施策 3 文化・芸術の創造** ～身近な地域で観る・聴く・参加することのできる文化・芸術活動を展開し、葛飾らしい地域文化を育みます～

政策 20 地域活動

**施策 1 地域力の向上** ～地域団体や地域貢献活動団体の活動が積極的に行われるようにします～

**施策 2 地域活動の場の提供** ～利用しやすい地域活動の場を提供します～

## 【政策のページ】

政策2 健康

政策の名称を示しています。

政策2
健康

政策のねらいや目指すべき姿を掲げています。

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

**1 政策目的**

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

**2 政策の方向性**

- 区民の健康寿命を延ばすため、働く世代の健康づくりや生活習慣病の改善など、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことを推進します。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実させます。
- 生活習慣病を予防するため、健康診査の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、喫煙対策や歯と口の健康づくりを推進します。

基本構想を踏まえて定めた政策の目的を示しています。



働く世代の健康づくり支援の様子



ウェアラブル機器による健康チェック (イメージ)

今後の10年間に推進すべき政策の基本的な方向性を示しています。



事務所カルテ (イメージ)

第3部  
政策2  
健康

政策を効果的に推進するための施策の体系を示すもので、施策に位置付けられる「計画事業」と「計画事業以外の事務事業」を表しています。

### 3 施策の体系

#### 政策2 健康

<b>施策1 健康づくり</b> 区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします
新【計画事業】働く世代への総合的な健康づくり支援 新【計画事業】高齢者の保健事業 (計画事業以外の事務事業) 歯科健康教育 栄養指導事業 区民健康づくり支援 健康教育関連事務(学校保健との連携) 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業
<b>施策2 心の健康</b> 心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます
【計画事業】精神保健福祉包括ケアの推進 【計画事業】自殺対策事業 (計画事業以外の事務事業) 精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療(精神通院医療) 医療観察制度 心身障害者福祉手当(精神障害者福祉手当)
<b>施策3 生活習慣病の予防</b> 区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします
【計画事業】かつしか糖尿病アクションプランの推進 【計画事業】がん対策の総合的な推進(がん検診の質の向上と相談支援) (計画事業以外の事務事業) 健康づくり健康診査 骨粗しょう症検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 成人歯科健康診査 健康手帳

第3部

政策2 健康

施策推進による効果が高いものとして、区が政策的、計画的かつ重点的に取り組む事業を「計画事業」として掲げています。

- ・ 施策を推進するための、行政評価の対象となる事業を示しています。
- ・ 「計画事業以外の事務事業」は、令和3年度実施の事業を掲載しています。
- ・ 令和4年度以降の「計画事業以外の事務事業」は、施策の進捗状況に応じて必要な見直しや改善を図りながら毎年度決定していきます。

政策2 健康

施策の名称を示しています。

施策に関連するSDGsのゴールを示しています。

## 施策1 健康づくり

区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします



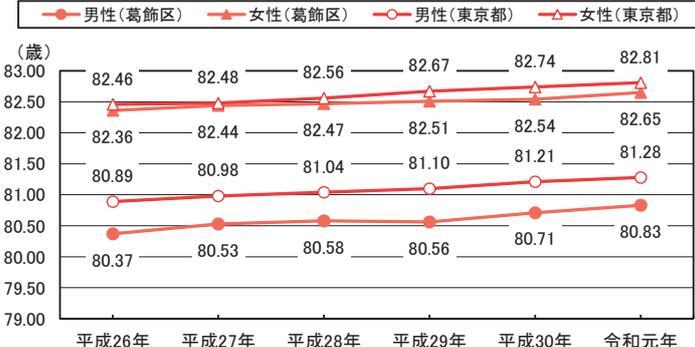
施策のねらいや目指すべき姿を掲げています。

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和元年における本区の65歳健康寿命<sup>1</sup>は、男性が80.83歳、女性が82.65歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、健康づくりに十分取り組めていない働く世代の方に対し、運動習慣の定着化や食生活の改善など、働きながらも取り組める健康づくりを促進することが必要です。
- 平成29年の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合<sup>2</sup>は、女性が21.9%、男性が13.8%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことを引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 区では「かつしかの元気食堂<sup>3</sup>」の認定を進めています。今後も、区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必須量を確保するために普及啓発を進める必要があります。

これまでの区の実績や成果などを踏まえた施策の現状と、今後10年間を見据える中で解決すべき主要課題を示しています。

**図表 要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の65歳健康寿命**  
出典：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」



性別	葛飾区	東京都
男性	80.37, 80.53, 80.58, 80.56, 80.71, 80.83	80.89, 80.98, 81.04, 81.10, 81.21, 81.28
女性	82.36, 82.44, 82.47, 82.51, 82.54, 82.65	82.46, 82.48, 82.56, 82.67, 82.74, 82.81

**施策に関連するデータをグラフや表で示しています。**

1 65歳の方が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢。要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出

2 BMI (Body Mass Index)の略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から算出される。BMI値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている。BMI計算式 BMI (kg/m<sup>2</sup>) = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)

3 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。令和元年度末における認定店数は124店

今後10年間に推進すべき施策の方向性を示しています。

## 2 施策の方向性

□ **健康意識の啓発** 区民一人一人の健康意識を高めるための啓発を行い、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。特に、若いうちから健康づくりに取り組めるよう、各種健康診査の結果を受けた健康づくり支援事業やスポーツ事業などを案内するとともに、各種事業への参加方法の簡素化を進めながら、健康的な生活習慣の定着を図り、健康増進につなげます。



健康セミナー

□ **職域保健との連携** 区内事業所を対象とした健康づくり支援事業を実施し、職域保健と世代の健康づくりを支援します。

□ **フレイル対策** 高齢者のフレイル対策として、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加の促進等を実施し、健康意識の啓発を行います。

施策内容を評価するための評価指標と目標値を掲げるものです。

新しく設定した評価指標のうち、令和元年度現在、調査を行っていないものについては、現状値を「-」、目標値を「+●」と表示しています。

□ **食育の推進** 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動を推進します。また、かつしかの元気食卓における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供を進めていきます。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	65.2	74.0
65歳健康寿命 (歳) (東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」・要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出)	男：80.83 女：82.65	男：81.28 女：82.81

## 4 計画事業

事業名	事業内容
働く世代への総合的な健康づくり支援	地域保健だけではなく、区内の事業者と連携して職域保健を支援するとともにICT <sup>※P261</sup> 等を活用し、運動や栄養、メンタルなど総合的な保健サービスを実施して区内の事業所や働く方の健康づくりを支援します。
高齢者の保健事業	身体と口の健康状態を把握するため各種健康診査を活用し、関係機関と連携しながら健康寿命の延伸に取り組めます。また、ICT等を活用し、スポーツや介護予防 <sup>※P262</sup> 分野と連携しながら総合的な健康づくり事業を実施します。

施策推進による効果が高いものとして、区が政策的、計画的かつ重点的に取り組む「計画事業」の概要を示しています。



# I

## 理念分野

政策1 人権・多様性・平和 ..... 90



政策  
1

## 人権・多様性・平和

人権や多様性が尊重され、全ての人が共生できる  
平和な社会を築きます

## 1 政策目的

- あらゆる差別や偏見がなく、全ての人の人権が尊重され、一人一人が持てる個性と能力を発揮して自分らしい人生を生きられるまちをつくります。
- 誰もが互いの個性・文化・習慣の違いを認め合い、共に支え合いながら暮らせる環境を整備することで、多文化共生を推進するとともに、多様性が輝くまちをつくります。
- 一人一人が思いやりの心を持って主体的に行動するとともに、誰もが自由に移動し、活動し、参画し、自己選択・自己決定することができる、ユニバーサルデザイン<sup>参P283</sup>に基づいたまちをつくります。
- 友好都市等と様々な分野で住民同士の交流を深めながら、国際性豊かな、世界に開かれたまちをつくります。
- 世界恒久平和や核兵器廃絶に向けた区民の意識が高く、平和を尊ぶまちをつくります。

## 2 政策の方向性

- 誰一人として、差別や偏見に苦しむことなく、全ての区民が互いを尊重し、支え合い、幸せに生きることのできる社会をつくることを目指します。
- 道路や施設等のバリアフリー化や誰もが分かりやすい公共サインの整備、心のバリアフリーの推進など、あらゆる側面において、ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めます。
- 互いの国の文化や習慣を理解し、共生できる国際性豊かなまちをつくるため、行政手続・情報の多言語化や生活相談など、外国人区民が地域の一員として暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、外国人区民と日本人区民との交流を促進します。
- 区民が世界平和や核兵器廃絶について考える機会を増やし、戦争についての記憶や体験を若い世代へ引き継ぎます。

## 3 施策の体系

政策1 人権・多様性・平和	
施策1 人権・多様性 人権や多様性が尊重され、全ての人が自分らしく暮らせるまちをつくります	
新【計画事業】人権・多様性への理解促進事業	
【計画事業】仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業	
【計画事業】配偶者暴力防止事業	
(計画事業以外の事務事業) パルフェスタ 各種講座（人権・男女平等） 相談事業（女性の自立支援等） 男女平等推進センター等維持管理 男女平等推進センター図書資料室運営 男女平等推進審議会等運営 部落解放同盟東京都連合会葛飾支部助成 女性相談	
施策2 ユニバーサルデザイン ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります	
【計画事業】バリアフリー事業	
【計画事業】歩道勾配改善事業	
【計画事業】公共サインの充実	
(計画事業以外の事務事業) 民間建築物バリアフリー化整備費助成 バリアフリー法審査認定事務	
施策3 多文化共生 互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります	
【計画事業】多文化共生社会の推進	
(計画事業以外の事務事業) 外国人各種相談	
施策4 非核平和 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします	
(計画事業以外の事務事業) 葛飾原爆被爆者の会助成 非核平和都市宣言関連事業	



原爆写真ポスター展

## 施策1 人権・多様性



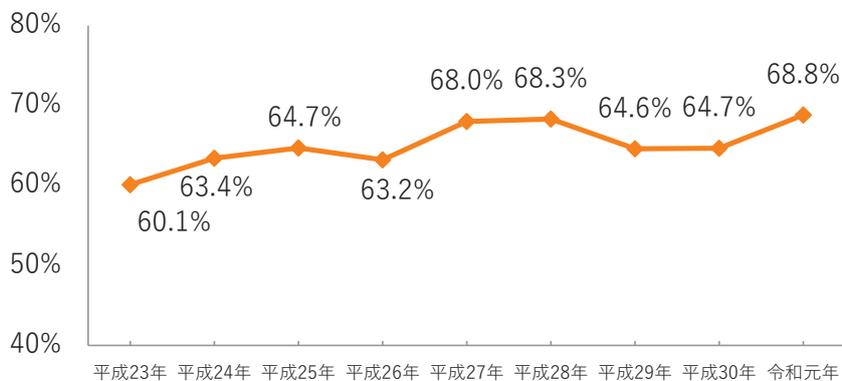
人権や多様性が尊重され、  
全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する差別や偏見、同和問題をはじめとする様々な人権課題が存在しています。そのため、人権尊重理念が浸透した地域社会を構築していくことが求められています。
- 日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合と比較して、男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は低い状況にあります。また、配偶者等からの暴力に関する相談件数は、増加しており、被害者支援や暴力防止に向けた啓発の充実が求められています。
- 社会情勢の変化に伴い、インターネット上の人権侵害や様々なハラスメント、自身の性自認や性的指向を理由とする差別や偏見、災害時の人権問題など、新たに顕在化している人権課題への対応が求められています。

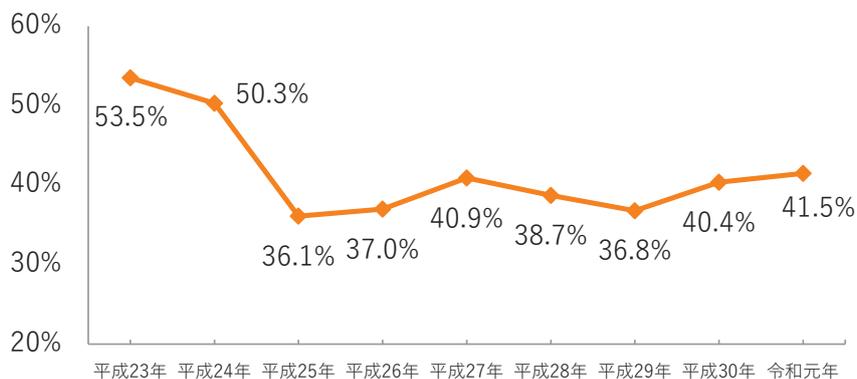
図表 日常生活の中で差別があると感じる区民の割合（「いいえ」の回答率）

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



図表 男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



## 2 施策の方向性

- **人権・多様性への理解促進** 人権や多様性の尊重が、共生社会を支える基本的な理念であることを浸透させるため、意識啓発や人権教育を推進し、全ての人が自分らしく生きられるようにします。また、人権課題の具体的解決に向けて、当事者の声を受け止め、当事者に寄り添った対応を図ります。
- **男女共同参画社会の実現** あらゆる場における男女の共同参画を推進するため、男女が互いの人格を尊重し合い、共にその個性と能力を十分に発揮し、協力し合うことができる男女共同参画社会の実現に向けて全庁的な取組を推進します。また、配偶者等からの暴力について被害者への支援を行うとともに、暴力防止に向けた継続的な普及啓発を行います。
- **新たな人権課題への対応** 新たに顕在化している人権課題に対しても理解を深めるため、人権と多様性を尊重した正しい知識と理解が広がるよう積極的に普及啓発を進めます。



人権週間記念講演会

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	68.8	72.1
男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	41.5	44.8

## 4 計画事業

事業名	事業内容
人権・多様性への理解促進事業	区民や企業に対して、人権や多様性に関して身近なこととして考えられるテーマを取り上げ、啓発紙の発行、パンフレットの作成・配布を行い、幅広く普及啓発を図ります。
仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 応援事業	区内の中小企業等に対して、社会保険労務士をアドバイザーとして派遣するほか、経営者・管理職等への意識啓発や職場づくりなどのセミナーを開催します。また、男女の課題に応じた講座を開催するとともに、情報誌の作成・配布やイベントでの啓発を行うことで、職場改善など誰もが充実した生活を送ることができる環境の整備を支援します。
配偶者暴力防止事業	関係機関等との連携を進めながら、配偶者暴力相談支援センターを運営するとともに、相談業務や啓発講座の実施、DV防止啓発パンフレットの作成・配布などにより被害者支援とDV防止を図ります。

## 施策2 ユニバーサルデザイン



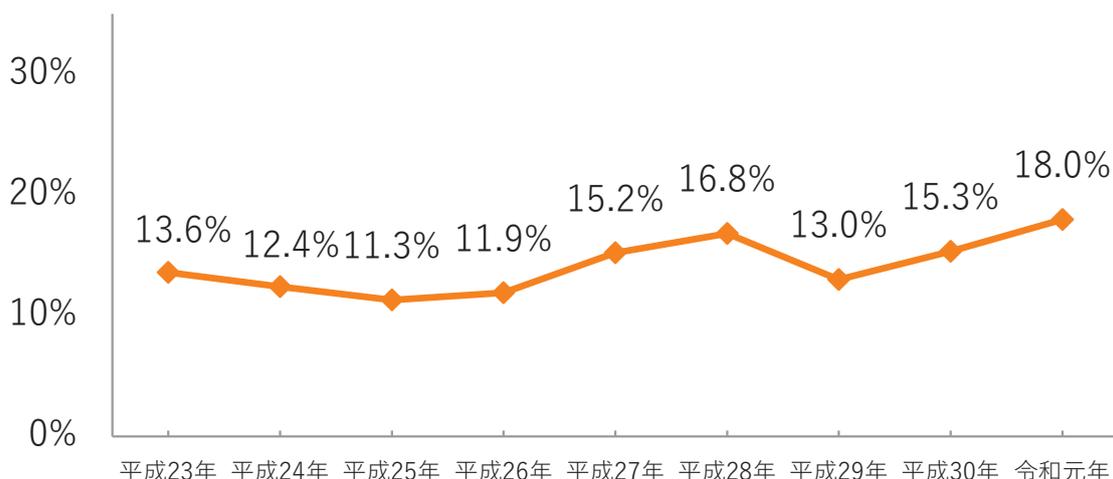
### ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちをつくります

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- ユニバーサルデザイン<sup>※P283</sup>とは、年齢・性別等にかかわらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方です。区では、「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」の策定に続き、平成27年に「葛飾区カラーユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、区の刊行物等での見え方の多様性に配慮するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めています。
- 区では、道路や公園、公共施設では、新設や改修に合わせて移動や利用のしやすさ、安全の確保の視点から、ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリー化を進めており、多くの方が利用する民間施設にも指導を行っています。特に、京成立石駅、金町駅、新小岩駅の周辺では、街づくりに合わせて公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が一体となって重点的にバリアフリー化を実施しています。
- 近年、区では公共サインの再構築を行い、令和元年度に区内12エリアでの公共サインの整備が完了しました。今後も盤面情報の更新等、適切な維持管理を行うとともに、外国人も含め誰にでも分かりやすい表示や多様な方法で情報提供を行うなど、公共サインの利便性を高めていく必要があります。

図表 区内でユニバーサルデザインが普及していると思う区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



## 2 施策の方向性

- **ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進** 区が実施する事業等において、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れることで、あらゆる方法で障壁を生み出さないようにし、誰もが利用しやすく、安心して快適に暮らせるまちづくりを推進します。
- **バリアフリー化の推進** 高齢の方や障害のある方など、全ての人の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、障害者団体等の区民団体や事業者、国、東京都と協働して、鉄道駅周辺をはじめ、区内全域における一体的なバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を進めます。
- **公共サインの整備** ガイドラインや整備計画を改定するとともに、多言語・ピクトグラムによる表示やICT<sup>※P281</sup>を活用した情報伝達を図るなど、利用者の目線に立った、分かりやすく利便性の高い公共サインの整備を進めます。



多目的トイレ

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
年齢・性別等にかかわらず、全ての人に配慮した公共施設や生活環境の整備が進んでいると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	23.5

## 4 計画事業

事業名	事業内容
バリアフリー事業	バリアフリー基本構想における重点整備地区（金町駅圏、京成立石駅圏、新小岩駅圏）のより一層のバリアフリー化を進めるとともに、その他の鉄道駅周辺でも、地域要望を踏まえながら移動等円滑化促進方針を策定するなど、一体的なバリアフリー化を積極的に推進します。また、東京都や鉄道事業者と連携し、ホームドアの設置に向け、取組を進めます。
歩道勾配改善事業	高齢の方、車いすやベビーカーを利用する方等の通行者の多い駅周辺道路や幹線道路を対象に、歩道の段差や勾配等を改善し、誰もが安全で快適に通行できる道路環境を整備します。
公共サインの充実	葛飾区公共サインガイドラインに定めた統一的なルールやデザインに準拠しつつ、更に視認性を高めたサイン表記の在り方や案内誘導機能の強化・向上を検討するとともに、効率的な整備手法の検討などを行い、利用者にとって分かりやすいものへと改善を図ります。

### 施策3 多文化共生



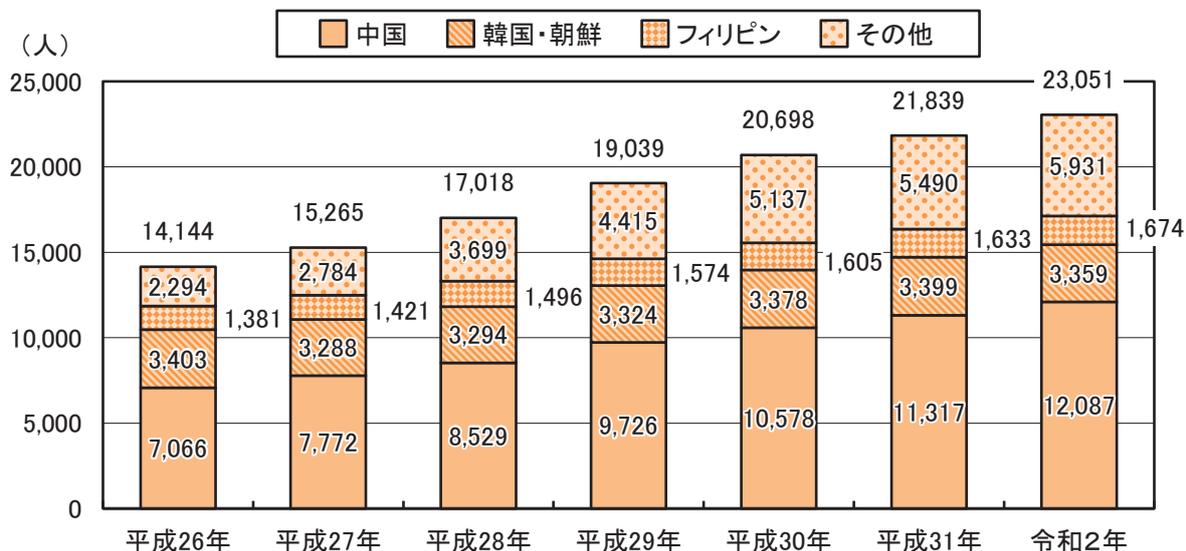
互いの国の文化や習慣を理解し、外国人区民、日本人区民が共生する国際性豊かなまちをつくります

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 外国人区民は年々増加し、令和3年4月現在、22,000人を超えています。本区では、転入手続に合わせて「外国人向け生活ガイドブック」を活用し、日常生活のルールや生活情報などを提供しています。今後も外国人区民の増加が予測される中、外国人区民にも暮らしやすい環境づくりや、日本語学習支援を進める必要があります。
- 外国人と日本人の文化・習慣に対する相互理解に向けて、国際交流まつりをはじめ、おもてなしボランティア講座、東京理科大学やオーストリア大使館と連携した事業等に取り組んでいます。一方、外国人区民が地域で生活する上で、生活習慣等の違いによるトラブルが懸念され、住民同士の円滑なコミュニケーションが課題となっています。
- 友好都市をはじめとする外国都市との交流では、北京市豊台区、ウィーン市フロリズドルフ区、ソウル特別市麻浦区、マレーシアのパナン州と、友好訪問団や青少年ホームステイの派遣・受入れ等を行っています。

図表 主要国籍別人数

出典：戸籍住民課資料（葛飾区統計書 令和2年刊行）



## 2 施策の方向性

- **外国人区民にも暮らしやすい環境づくり** 行政手続の多言語化、生活ガイドブック等を通じて生活に役立つ情報を提供します。また、転入に合わせた基本的な生活習慣の案内や外国人生活相談、行政書士による専門相談などの充実を図ります。
- **やさしい日本語の普及** やさしい日本語<sup>※P283</sup>の研修等を通じ、職員の意識付けと接遇スキルの向上を図ります。また、区民に対し、やさしい日本語の普及を図ります。
- **日本語学習の支援** 外国人区民の日本語学習をサポートするため、日本語ボランティアの育成・ボランティア団体への支援・区主催の日本語教室の開催等、学習機会の充実を図ります。
- **多文化交流の促進** 互いの生活習慣や文化を知る機会として、唄や踊り、食を通じた交流や日本文化を体験する場を提供するとともに、区に登録している語学ボランティアの協力を得て、外国人区民と日本人区民の交流を促進することで、円滑なコミュニケーションを図ります。
- **友好都市等との交流** 友好都市等との交流事業により、住民相互の交流を深め、その交流の輪を次世代や地域へ広げます。また、友好都市等の交流事業に関わった方々が、区と協働しながら国際交流事業や多文化共生の地域づくりの担い手として活躍できるようにします。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
最近1年間に外国人とあいさつや会話をしたことのある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	14.5

## 4 計画事業

事業名	事業内容
多文化共生社会の推進	外国人区民にとっても暮らしやすい地域となるよう、行政手続の多言語化・やさしい日本語対応や日本語習得等の支援を行います。また、文化・習慣に対する相互理解を深めるため、多文化交流の場を拡充します。さらに、友好都市等、外国都市との交流を深め、多文化共生の地域づくりの担い手を育てます。



国際交流まつりの様子



ボランティア日本語教室の様子

## 施策4 非核平和



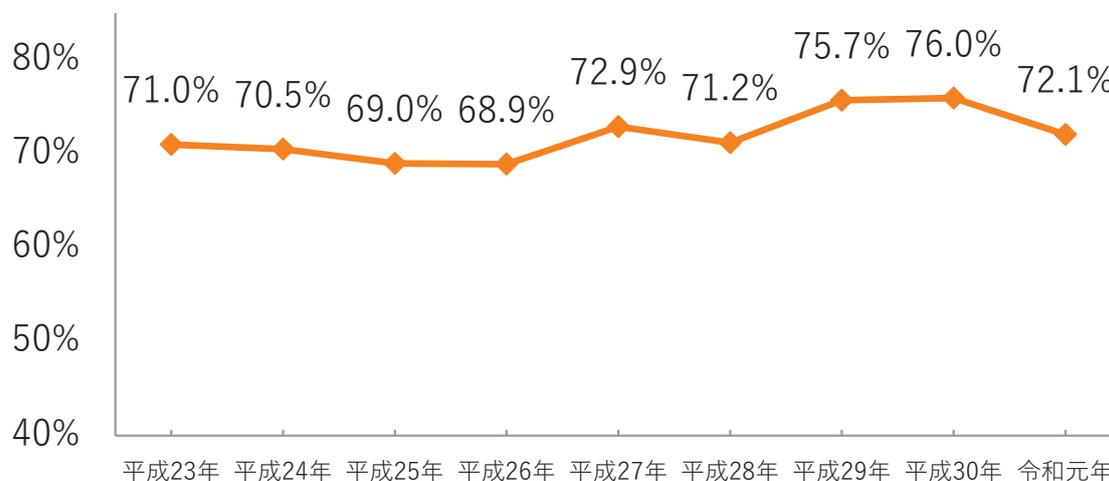
世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 現在、非核平和に関心を示す区民は増加傾向にあります。「非核平和祈念のつどい」では、毎年、保育園や小・中学校が参加し、多くの千羽鶴が寄せられています。
- 区では、「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小・中学校を訪問し、子どもたちに体験を語る「被爆体験講話」を行うとともに、DVDを制作し、各学校・図書館において貸出しや上映会を行っています。
- 近年、「葛飾原爆被爆者の会」の会員数が減少しています。広島市、長崎市が中心となる「平和首長会議」でも、被爆者の高齢化が懸念されており、今後、「被爆体験講話」や「非核平和祈念のつどい」が継続できなくなるおそれがあります。

図表 非核平和について関心がある区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



## 2 施策の方向性

- **平和教育の推進** 非核平和を願う千羽鶴を製作する保育園や小・中学校を増やすほか、国内外の人と交流を持ち異なる文化や習慣などを相互に理解し合う機会づくりや世界情勢に関心を持てるような取組を行うなどの啓発活動を継続的に実施し、子どもたちが平和について考えられるようにします。
- **非核平和の啓発** 戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の確立を祈念する取組として、「被爆体験講話」のDVDや、広島・長崎に関する資料の活用を図り、戦争についての貴重な記憶や体験を若い世代へ引き継ぐための啓発を続けます。特に、毎年7月から8月にかけては、区役所及び地区センター等において、原爆に関するポスター展を継続的に実施し、DVDを上映するなど、非核平和について区民が考え学べる機会をつくります。
- **戦争・被爆体験の継承** 「葛飾原爆被爆者の会」の活動を引き続き支援するとともに、その継承方法等について検討します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
非核平和に関心のある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	72.1	74.3



非核平和祈念のつどい（献水の儀）



青戸平和公園



# Ⅱ

## 健康・福祉分野

政策2	健康	102
政策3	医療	110
政策4	衛生	116
政策5	地域福祉・低所得者支援	124
政策6	高齢者支援	132
政策7	障害者支援	140



政策  
2

健康

生涯にわたり健康に暮らせるようにします

1 政策目的

区民の健康への意識を高めながら、区民一人一人が、それぞれの年代や状況に合わせて主体的に心と体の健康づくりやスポーツに親しめる環境を充実し、生涯にわたり健康に安心して暮らせるようにします。

2 政策の方向性

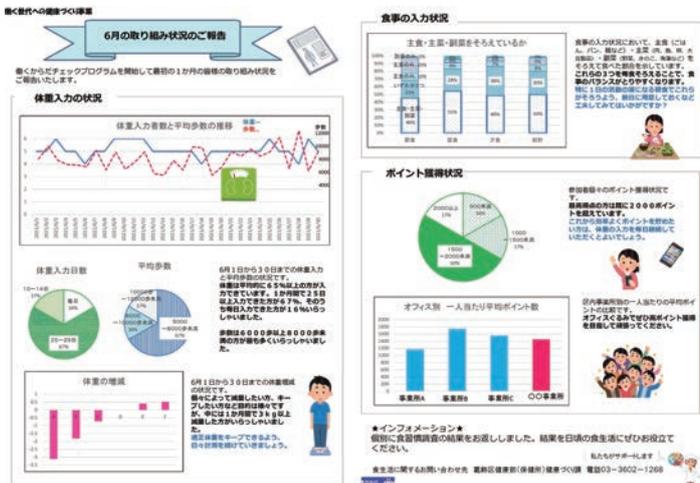
- 区民の健康寿命を延ばすため、働く世代の健康づくりや高齢者のフレイル<sup>※P282</sup>対策、食生活の改善など、区民一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- 心の健康の保持・増進に向けた普及啓発や自殺を防ぐ仕組みづくりなどを行うとともに、精神疾患・障害のある方が地域で生活し、治療を継続できるよう支援を充実させます。
- 生活習慣病を予防するため、健康診査の受診を通じて区民自らが健康管理できるよう支援するとともに、喫煙対策や歯と口の健康づくりを推進します。



働く世代の健康づくり支援の様子



ウェアラブル機器による健康チェック (イメージ)



事務所カルテ (イメージ)

## 3 施策の体系

政策2 健康	
<b>施策1 健康づくり</b>	区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします
新【計画事業】	働く世代への総合的な健康づくり支援
新【計画事業】	高齢者の保健事業
(計画事業以外の事務事業)	歯科健康教育 栄養指導事業 区民健康づくり支援 健康教育関連事務（学校保健との連携） 国民健康・栄養調査 熱中症予防対策事業 区民保養施設提供事業 健康相談窓口 薬物乱用防止啓発 健康医療推進協議会 保健所管理運営 衛生統計調査事務 食育月間等普及啓発 親と子の食育推進事業 かつしかの元気食堂推進事業
<b>施策2 心の健康</b>	心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます
【計画事業】	精神保健福祉包括ケアの推進
【計画事業】	自殺対策事業
(計画事業以外の事務事業)	精神保健教室 精神保健相談 自立支援医療（精神通院医療） 医療観察制度 心身障害者福祉手当（精神障害者福祉手当）
<b>施策3 生活習慣病の予防</b>	区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします
【計画事業】	かつしか糖尿病アクションプランの推進
【計画事業】	がん対策の総合的な推進（がん検診の質の向上と相談支援）
(計画事業以外の事務事業)	健康づくり健康診査 骨粗しょう症検診 葛飾区基本健康診査 特定健康診査・特定保健指導事業 特定健康診査追加検査 生活習慣病予防教室 眼科健康診査事業 施設通所者健康診査事業（障害者） 成人歯科健康診査 健康手帳

## 施策1 健康づくり



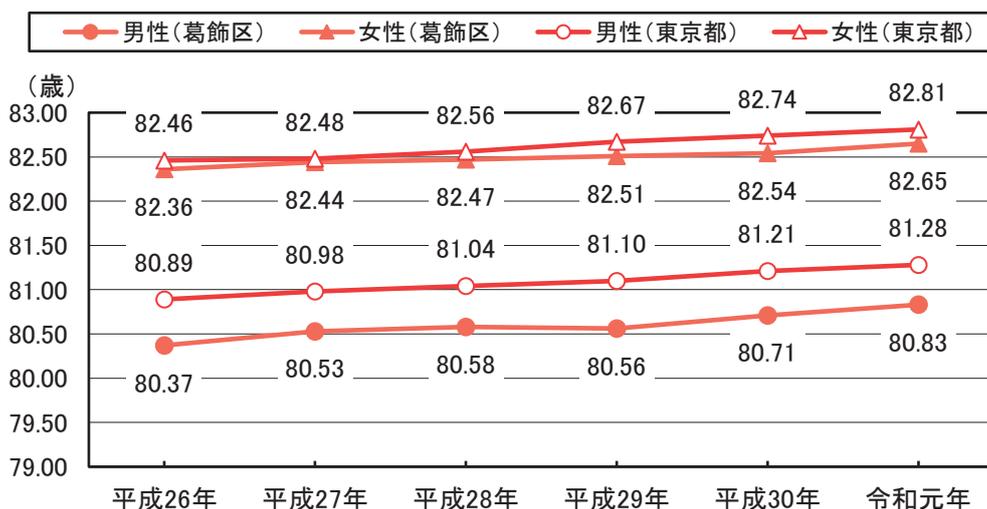
### 区民の健康づくりを支援し、健康寿命を延ばします

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 令和元年における本区の65歳健康寿命<sup>1</sup>は、男性が80.83歳、女性が82.65歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。健康寿命を延ばすためには、区民一人一人が、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、特に、健康づくりに無関心な方に新たに健康事業に参加してもらうことが必要です。
- 近年、健康づくりに取り組んでいる区民の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、健康づくりに十分取り組めていない働く世代の方に対し、運動習慣の定着化や食生活の改善など、働きながらでも取り組める健康づくりを促進することが必要です。
- 平成29年の調査によると、低栄養傾向にある高齢者の割合<sup>2</sup>は、女性が21.9%、男性が13.8%となっています。食欲不振等による低栄養状態が続くことにより、フレイル<sup>※P282</sup>状態を引き起こしやすくなるため、対策が必要です。
- 区では「かつしかの元気食堂<sup>3</sup>」の認定を進めています。今後も、若年層をはじめとする区民の食育への意識を高め、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。

図表 要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出した場合の65歳健康寿命

出典：東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」



- 1 65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。ここでは、要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出
- 2 BMI (Body Mass Indexの略で世界共通の肥満度の指標。身長と体重から簡単に測定することができ、標準値の「22」に近いほど、様々な病気にかかるリスクが低いとされている)が20以下の高齢者の割合  
BMI計算式 BMI (kg/m<sup>2</sup>) = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m)
- 3 栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する、区が認定した飲食店。令和元年度末における認定店舗数は124店

## 2 施策の方向性

- **健康意識の啓発** 区民一人一人の健康意識を高めるための啓発を行い、それぞれの年代やライフスタイルに合わせて、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援します。特に、若いうちから健康づくりに取り組めるよう、各種健康診査の結果を受けた健康づくり支援事業やスポーツ事業などを案内するとともに、各種事業への参加方法の簡素化を進めながら、健康的な生活習慣の定着を図り、健康増進につなげます。
- **職域保健との連携** 区内事業所を対象とした健康づくり支援事業を実施し、職域保健と連携して働く世代の健康づくりを支援します。
- **高齢者のフレイル対策** 高齢者のフレイル対策として、必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発、口腔機能の維持向上、運動習慣、社会参加について、関係機関と連携して進めていきます。
- **食育の推進** 食事摂取調査等から区民の食生活の実態を把握し、性別や年齢等を考慮した栄養講習会や食生活の改善に向けた啓発活動等を推進します。また、かつしかの元気食堂における区民の食生活の実態に合わせた健康メニューの開発・提供を進めていきます。



健康セミナー

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
健康づくりに取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	65.2	74.0
65歳健康寿命 (歳) (東京都福祉保健局「都内各区市町村の65歳健康寿命」・要支援1以上の認定を受けるまでの平均自立期間で算出)	男：80.83 女：82.65	男：81.28 女：82.81

## 4 計画事業

事業名	事業内容
働く世代への総合的な健康づくり支援	地域保健だけではなく、区内の事業者と連携して職域保健を支援するとともにICT <sup>※P281</sup> 等を活用し、運動や栄養、メンタルなど総合的な保健サービスを実施して区内の事業所や働く方の健康づくりを支援します。
高齢者の保健事業	身体と口の健康状態を把握するため各種健康診査を活用し、関係機関と連携しながら健康寿命の延伸に取り組めます。また、ICT等を活用し、スポーツや介護予防 <sup>※P282</sup> 分野と連携しながら総合的な健康づくり事業を実施します。

## 施策2 心の健康



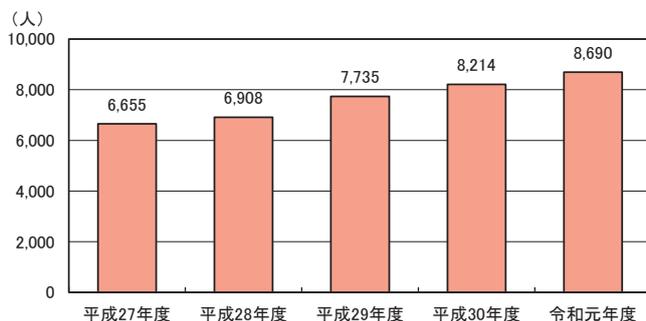
### 心の健康づくりと、精神疾患・障害への支援を充実させます

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、区の自立支援医療（精神通院医療）<sup>4</sup>申請件数は増加傾向にあります。精神疾患は発病当初は気づかれにくいため、早期発見・早期治療に結びつけるための普及啓発活動に取り組むとともに、精神疾患のある方や家族への支援体制を構築する必要があります。
- 今後、精神障害のある方が地域の一員として、より安心して自分らしく暮らせるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムを構築する必要があります。
- 区では、精神疾患や精神障害のある方が、地域社会で安定した生活を送れるよう、平成30年度に「葛飾区精神保健福祉包括ケア推進協議会」を立ち上げました。さらに、長期入院患者の退院支援や在宅療養に関する専門部会を設置し、検討を進めています。今後、地域で安定した在宅療養生活を送れるよう、支援を充実させる必要があります。
- 区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、国や東京都に比べ経年的に高く、毎年約90人の方が自殺で亡くなっています。また、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経済的困窮や不安を訴える人が増えており、自殺者の急増が懸念されます。そのため、心の健康づくりに加えて、福祉や子育てなど、あらゆる分野において相談体制の強化など、自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があります。

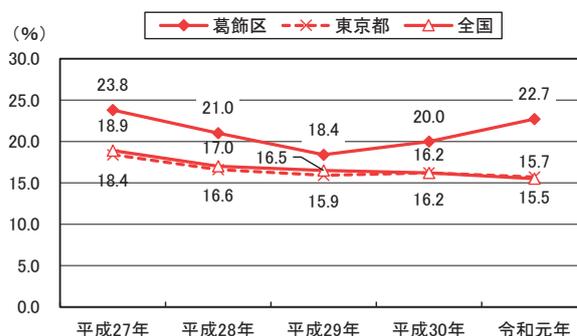
図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者数

出典：葛飾区の保健衛生（事業概要）



図表 自殺死亡率の推移  
(人口10万人当たりの自殺者数)

出典：厚生労働省「自殺の統計」



4 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うもの

## 2 施策の方向性

- **心の健康づくり** 区民が心の健康に関心を持ち、心の健康の保持・増進ができるよう普及啓発を行うとともに、保健センター等で医師や保健師による相談を行います。
- **地域支援体制の構築** 精神疾患や精神障害のある方を医療につなげ、治療を継続できるよう地域全体で支援する体制を構築します。また、精神科病院に入院している方や在宅療養をしている方に対する多職種による個別支援を充実させるとともに、退院後支援、在宅療養の継続や障害福祉サービスの利用など、地域生活を支えるための支援を充実させます。
- **グループホーム等の整備** 地域での生活が困難な精神障害のある方に居住の場を提供するとともに、日常生活に必要な援助等を行う通過型グループホームや、精神科病院に入院中から生活力をアセスメントするための体験宿泊ができるグループホームを整備するため、社会福祉法人等に対し整備費の一部を助成します。
- **自殺対策の推進** 「生きることの包括的な支援」として自殺対策を推進していけるよう、庁内の相談窓口が連絡を取り合い、自殺のリスクのある人を適切な相談窓口につなぐための具体的な仕組みをつくり、相談体制の強化を図ります。また、自殺未遂者に対し、医療機関、警察、消防、交通機関、地域等と連携した支援体制を構築するとともに、自死遺族の支援を充実させます。



ゲートキーパー研修

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
精神障害に係る長期入院患者数 (人) (保健予防課)	328	218
自殺死亡率 (人口10万対) (厚生労働省「自殺の統計」)	22.7	14.1

## 4 計画事業

事業名	事業内容
精神保健福祉包括ケアの推進	精神障害のある方を対象に、多職種がチームを組んで訪問支援するアウトリーチ <sup>※P281</sup> 事業を行うとともに、「親亡き後」の課題を見据えて、地域全体で支える体制を構築します。また、精神疾患を早期に発見し、必要な治療を開始できるよう、教育機関等の関係機関に対しても普及啓発を行います。
自殺対策事業	関係機関・関係団体が連携し、失業や多重債務、生活困窮等の自殺のリスク要因を減らす取組と、自己肯定感や信頼できる人間関係等の自殺に対する保護要因を増やす取組の双方を推進するとともに、自死遺族の支援についても充実させます。また、自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門の相談機関につなぐことのできる人材の育成を行うとともに、行政の相談窓口が連携して区民のSOSを受け止め、相談支援を行います。

## 施策3 生活習慣病の予防



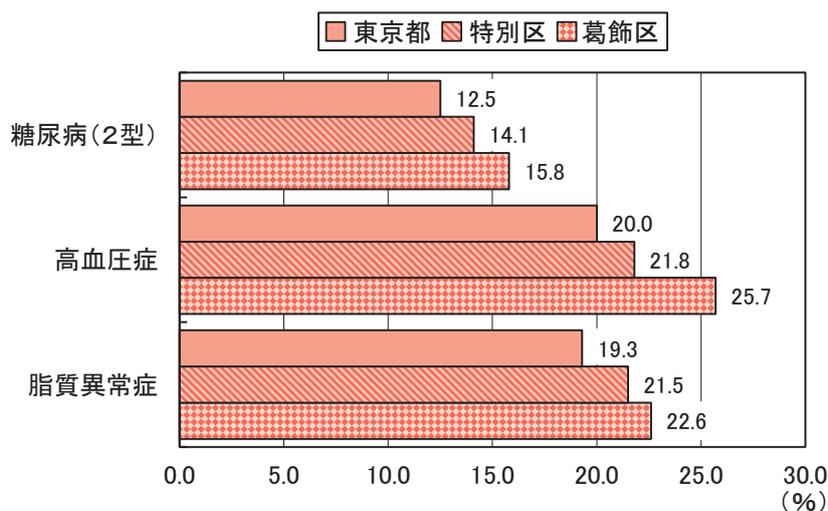
区民自らが健康管理し、生活習慣病を予防できるようにします

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、糖尿病アクションプランを推進し、区内の医療機関等との連携を図っています。しかし近年、特定健康診査<sup>5</sup>の受診年齢未満である若年者の糖尿病有病率は上昇傾向にあります。区の健診結果によると、生活習慣病である糖尿病は、若いうちに発症し、長い期間をかけて重症化している傾向があります。健診結果が個人の健康管理に十分に活用されていない可能性や、健康づくりに関心のない20～30歳代の区民が健診を受診していない可能性があります。
- 区民の死亡原因の第1位であるがんの年齢調整死亡率<sup>6</sup>は国よりも高く、各種がん検診の受診率も国の目指す50%を達成していません。特に胃がん・乳がん検診の受診率が低い状況であり、がんの予防、早期発見・早期治療に向けて取組を進める必要があります。
- 区民の喫煙率は減少傾向にあるものの、全体で16.6%（男性27.3%、女性9.0%。平成29年度調査）となっています。たばこは、肺がん等の発症率を高めるなど、個人の健康に影響を及ぼすおそれがあるほか、受動喫煙による健康被害も心配されています。
- 区のかかりつけ歯科医<sup>7</sup>を決めている人の割合は、68.8%（平成29年度調査）です。生涯にわたって歯と口の健康を維持するためには、若い頃からかかりつけ歯科医を持って口腔ケアや定期的な歯科健診を受け、むし歯や歯周病を予防する必要があります。

図表 生活習慣病の有病率（葛飾区・特別区・東京都の比較）

出典：東京都国民健康保険団体連合会 特定健康診査結果（令和元年度）



5 区の国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査

6 年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように、年齢構成を調整した死亡率

7 安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯にわたる口腔機能の維持・向上を目指し、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師

## 2 施策の方向性

- **若年者の健康づくり** 20～30歳代の若年者が受診しやすい健診体制を整備し、健診受診を契機として自らの健康づくりに取り組めるよう支援するとともに、代表的な生活習慣病である糖尿病について、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策に取り組みます。
- **がん対策の総合的な推進** がんによる早すぎる死を減少させるため、がん検診を受けやすい体制を整備し、受診促進を図ります。また、がん検診の精度を向上させるため、科学的根拠に基づいたがん検診を実施するとともに、がん検診精度管理委員会において、検診を実施する中で確認された課題について議論し、解決を図ります。さらに、がんに関する正しい知識啓発や相談体制の充実など、がん対策を総合的に推進します。
- **喫煙対策** たばこの健康への影響について正しい知識の普及を図るとともに、望まない受動喫煙を防止し、非喫煙者と喫煙者が共に住みよい環境づくりを進めます。たばこをやめたい喫煙者に対しては、禁煙治療費の助成を行うなど、喫煙者の立場に寄り添った支援を実施します。
- **歯と口の健康づくり** 区民が、かかりつけ歯科医を持ち、定期的に受診することの意義について理解し、歯と口の健康を守る習慣を定着させるための対策を推進します。



乳がん検診

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
健康診断や人間ドックなどを年に1回は受診している区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	78.9	80.0
たばこを習慣的に吸っている区民の割合 (%) (葛飾区特定健康診査)	23.8	12.2

## 4 計画事業

事業名	事業内容
かつしか糖尿病アクションプランの推進	糖尿病対策推進会議や予防推進医療者講習会を開催し、医療関係者の糖尿病診療の標準化や連携体制の強化を図ります。また、糖尿病に関する正しい知識を普及啓発するとともに、若年層の受診を促進します。さらに、未受診や治療中断を防止するとともに、食事実態調査を実施して食事内容を改善するためのサポート体制を構築します。
がん対策の総合的な推進 (がん検診の質の向上と相談支援)	がんの予防に関する教育や普及啓発を進めるとともに、がん検診未受診者への勧奨方法やPR方法を工夫し、がん検診の受診率向上を図ります。また、科学的根拠に基づくがん検診を推進するとともに、がん患者の生活支援に関する相談窓口を設置します。

政策  
3

## 医療

## 必要な時に必要な医療を受けられるようにします

## 1 政策目的

疾病の早期発見、治療、リハビリテーションから在宅医療に至るまで、必要な時に必要な医療を受けられるようにします。

## 2 政策の方向性

- 地域の医療環境を充実させるため、患者等と医療機関とのコミュニケーションを促進しながら質の高い医療サービスを確保していくとともに、かかりつけ薬剤師制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図ります。
- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療に関する普及啓発に取り組むとともに、医療機関と介護サービス事業者等の連携を図ります。



健康サポート薬局の監視

## 3 施策の体系

政策3 医療	
<b>施策1 医療サービスの確保</b>	<b>地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します</b>
(計画事業以外の事務事業)	骨髄移植ドナー支援 歯科医療連携推進事業 ねたきり高齢者歯科診療 障害児・者歯科診療 看護師等養成事業費助成 休日・土曜応急診療事業（固定診療所） 休日応急診療事業（輪番制）委託 小児初期救急平日夜間診療事業委託 地域医療保健衛生従事者表彰事務 心身障害者医療費助成 公害健康被害補償事業 大気汚染障害者認定審査会事務 難病等医療費助成 東京都夜間休日連絡通報受理業務委託 結核患者の治療成功率向上事業 患者相談窓口の運営 薬事衛生普及・啓発 医務許認可事務・監視指導 薬事衛生許認可事務・監視指導 原爆被爆者援護
<b>施策2 在宅医療の推進</b>	<b>医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします</b>
(計画事業以外の事務事業)	ぜん息教室 ぜん息児水泳教室 音楽訓練教室 公害認定患者家庭療養指導事業 在宅医療の推進 在宅難病患者一時入院 難病医療相談 難病患者・家族支援 難病対策地域協議会 難病患者訪問相談・指導 難病リハビリ教室 在宅重症心身障害児（者）訪問 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難病患者福祉手当

## 施策1 医療サービスの確保



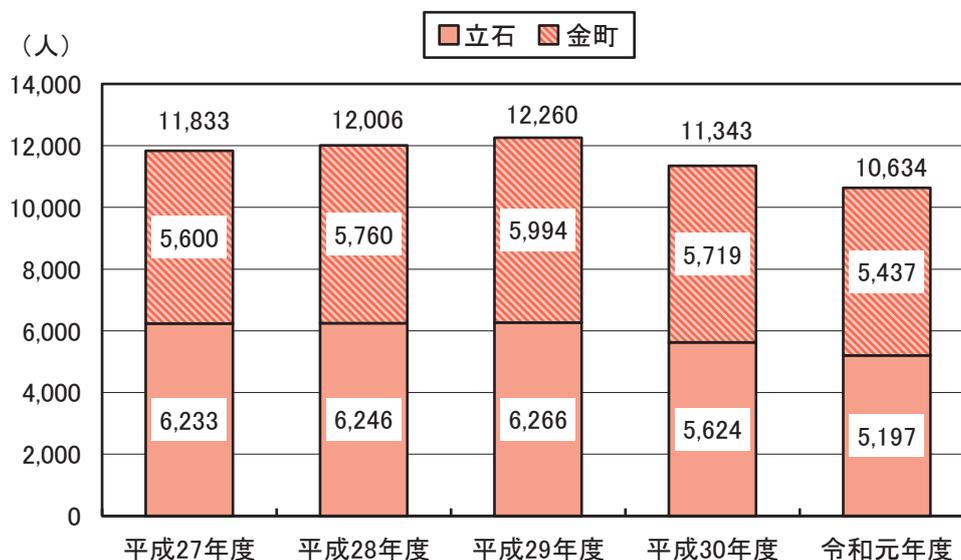
地域の医療環境を充実させ、質の高い医療サービスを確保します

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、休日や夜間等に医療が必要となった方へ応急診療を提供するため、医師会等と協力し、休日応急診療所や小児初期救急平日夜間診療所を開設しています。
- 区では、医療に関する相談・苦情を受け付ける患者相談窓口を設置しており、利用者数は令和元年度に過去最多の523件を記録するなど、医療に対する関心の高さがうかがえます。今後も、患者等と医療機関との相互理解や、医療の質の向上を図る必要があります。
- 区では、薬剤師会研修会での情報提供や薬局等での資格者の確認及び偽造医薬品対策等に加え、インターネット販売の監視強化に取り組んでおり、令和元年度の薬局等の法令適合率は98.1%と高い率を示しています。

図表 休日応急診療所の利用状況

出典：地域保健課資料（葛飾区の現況 令和2年度版）



## 2 施策の方向性

- **質の高い医療体制の確保** 今後も関係機関との連携を強化し、質の高い医療を地域で安定的に受けられる体制を確保します。また、医療の質を向上するため、区内の医療機関に対し、法令改正等に関する周知徹底を図ります。さらに、医療関係施設の衛生的な環境を確保するため、立入検査を実施します。
- **コミュニケーションの促進** 患者相談窓口の受付時間や受付方法の拡充により、患者等と医療機関とのコミュニケーションを促進し、相互理解をより一層推進する体制を強化します。
- **医薬品の適正使用の促進** 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、薬局等の店舗やインターネット上での医薬品販売に対する監視体制を強化します。
- **かかりつけ薬剤師制度等の普及促進** かかりつけ薬剤師<sup>1</sup>制度や健康サポート薬局の普及・利用促進を図り、医師と共に地域の薬剤師が医療や健康に関する相談役として区民の健康へ貢献できるよう支援します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
かかりつけ医を持っている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	72.2	78.8
必要な時に、必要とする医療を受けている区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	88.2	89.3



医療関係施設の立入検査

1 薬による治療のこと、健康や介護に関することなどに豊富な知識と経験を持ち、患者さんや生活者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師

## 施策2 在宅医療の推進



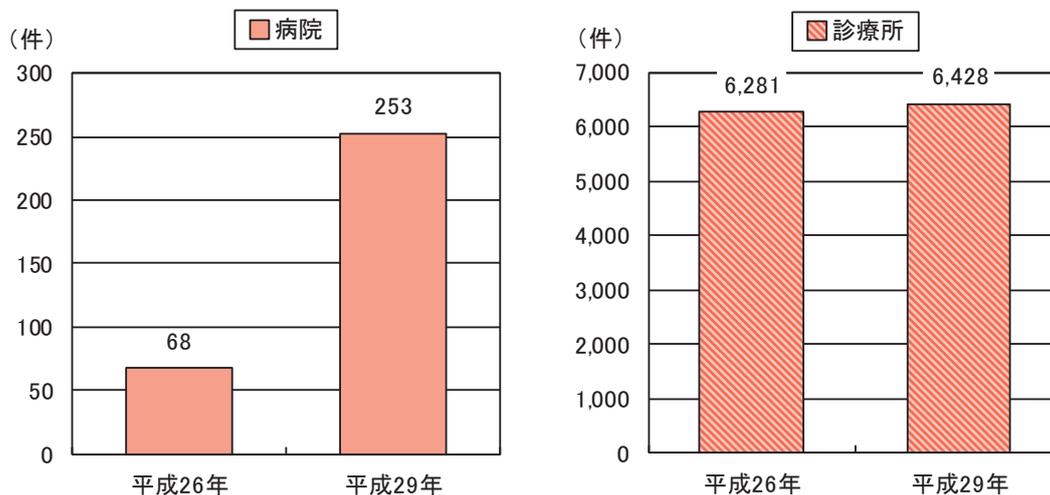
医療と介護の連携を深め、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにします

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 区では、在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置するとともに、在宅療養に対する区民への普及啓発に取り組んでいます。
- 区では、在宅療養中に病院での治療が必要になった時、区内の病院が持っている病院救急車で、医療機関へ搬送する在宅療養患者・高齢者搬送支援事業を実施しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し、連携のための課題抽出や検討を行っています。
- 今後も引き続き、区民が質の高い医療を地域で安定的に受けられるよう、医療と介護の関係者の更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向けサービスの質の充実や区民への普及啓発の取組を推進していく必要があります。

図表 葛飾区内の訪問診療実施数

出典：医療施設静態調査（厚生労働省）（3年ごと実施）



## 2 施策の方向性

- **在宅医療の周知** 区民が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするため、在宅療養ガイドブックを配布するとともに、区内の地区毎に在宅療養に携わる専門職を招いてセミナーを開催することで、在宅療養の仕組みや利用方法について周知します。
- **情報共有の充実** 地域の中で、区民がより質の高い医療を安定的に受けられるようにするため、医療、介護、福祉など、様々な分野の専門職や関係者が話し合える場づくりを進めて情報共有の充実を図ることで、医療と介護の顔が見える環境整備を進めます。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
国保・後期高齢者医療被保険者の病院・診療所による在宅看取りの割合(%)※ (東京都国民健康保険団体連合会)	14.73	15.89

※国保・後期高齢者医療被保険者(65歳以上)の病院・診療所による在宅看取り件数÷人口動態統計における区民死亡者数(65歳以上)×100



在宅療養セミナー

政策  
4

## 衛生

## 衛生的で快適な生活を送れるようにします

## 1 政策目的

食品の安全体制を確立するとともに、医療提供体制の整備や感染症の予防と拡大防止に向けた対策を講じ、衛生的で安全な生活を送れるようにします。

## 2 政策の方向性

- 感染症の予防と感染拡大を防ぐため、発生状況や対処方法について情報提供や普及啓発を行うとともに、新興感染症の発生に備え、医療機関等の体制整備、衛生用品の備蓄、区の体制強化を進めます。
- 食品の安全・安心の確保に向けて、事業者の衛生管理を支援するとともに、食中毒等の健康被害に対する危機管理を促進します。
- 衛生的で快適な環境を整えるため、各種営業施設の衛生の確保や民泊の適正管理、ペットの飼養に関するマナーの向上、飼い主のいない猫の適正管理などを促進します。



新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の様子

## 3 施策の体系

政策4 衛生	
<b>施策1 感染症対策</b> 感染症の予防と感染拡大を防ぎます	
<b>【計画事業】 感染症対策の強化</b>	
(計画事業以外の事務事業)	
ウイルス肝炎検査事業 公害認定患者インフルエンザ予防接種費支給 結核予防事業 結核医療公費負担事業 エイズ・性感染症対策 子どもの予防接種事業 高齢者の予防接種事業 感染症予防対策	
<b>施策2 食品衛生</b> 食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します	
(計画事業以外の事務事業)	
食品衛生普及・啓発 食品衛生許認可事務・監視指導 食品衛生協会助成	
<b>施策3 環境衛生</b> 衛生的で快適な環境を整えます	
(計画事業以外の事務事業)	
環境衛生普及・啓発 動物適正飼養推進 環境衛生許認可事務・監視指導 狂犬病予防事業	

## 施策1 感染症対策



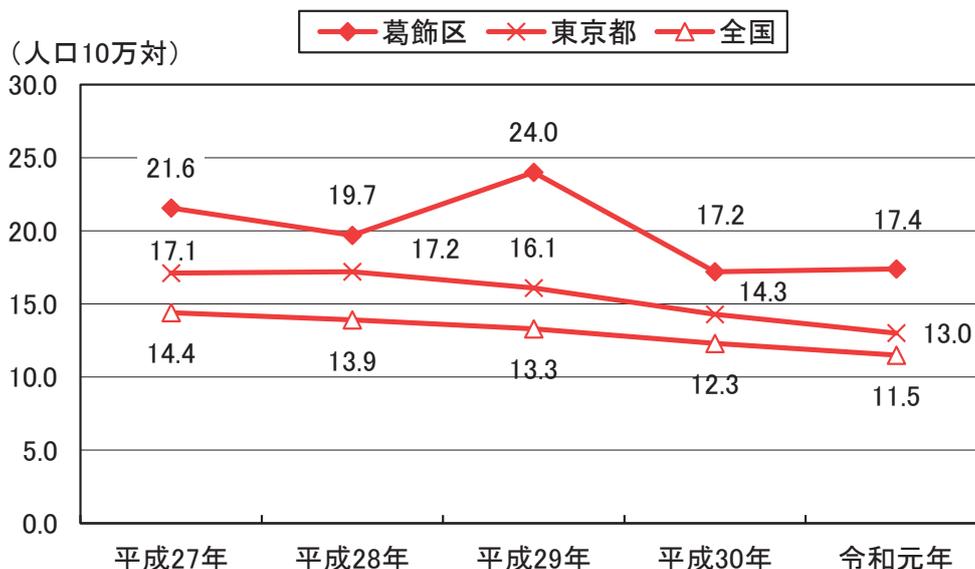
### 感染症の予防と感染拡大を防ぎます

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加傾向とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しています。
- 令和2年に新型コロナウイルスの感染が全世界に拡大し、区では、感染症に関する情報や発生状況、対応、予防方法などを区民・関係機関等に普及啓発を図ってきました。今後、マスク・消毒薬などの衛生用品の備蓄体制の充実を図るとともに、区内の医療機関や関係機関等との連携体制を強化する必要があります。また、長期化する場合にも対応できるように人材育成を行い、感染症対策の更なる充実を図る必要があります。
- 新型インフルエンザ等は、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらす、生活や経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。そのため、本区では、平成26年7月に「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。この度の新型コロナウイルスの対応を踏まえて、区の体制を更に強化していく必要があります。
- 近年、区の結核患者発生数は減少傾向にあるものの、全国や東京都と比べ罹患率は高い状況にあります。そのため、結核をはじめとする感染症の感染拡大予防やまん延の防止を総合的に推進する必要があります。

図表 結核の罹患率

出典：東京都における結核の概況



## 2 施策の方向性

- **感染症対策の推進** 感染症の感染予防・まん延の防止を総合的に推進するために、国内外で発生する感染症について、区民や医療機関をはじめ、保育園、学校、障害者・介護施設等に対し、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法の情報提供をするなど、普及啓発活動を推進します。また、関係機関と連携して、高齢者や障害者、区内に滞在する外国人など情報が届きにくい方への対応を図ることで感染症対策を強化します。
- **新興感染症への対応** 新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、医療機関等の連携体制を強化するとともに、新型インフルエンザ等の予防接種の実施、マスクや消毒薬などの衛生用品の備蓄・管理体制の整備を推進します。また、「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」の見直しを行い、区の体制強化を図ります。
- **結核への対応** 結核の早期発見・早期治療を図るため、医療機関と連携した体制を整備します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
感染症予防のための行動に取り組んでいる区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	—	(令和2年度の値から) +10%
結核罹患率 (人口10万対) (新規登録患者数/人口×10万・保健予防課)	17.4	10.0

## 4 計画事業

事業名	事業内容
感染症対策の強化	感染拡大が予想される感染症の抗体検査や予防接種の費用助成など、予防接種を受けやすい環境整備を進めます。また、新型インフルエンザ等の新興感染症の発生に備え、関係機関と連携し、区民やクラスターの発生しやすい施設等に対して、感染症発生状況をはじめ、予防や対処方法等の普及啓発を行うほか、新型インフルエンザ等の予防接種等の実施体制を整備します。



新型インフルエンザ等対応訓練

## 施策2 食品衛生



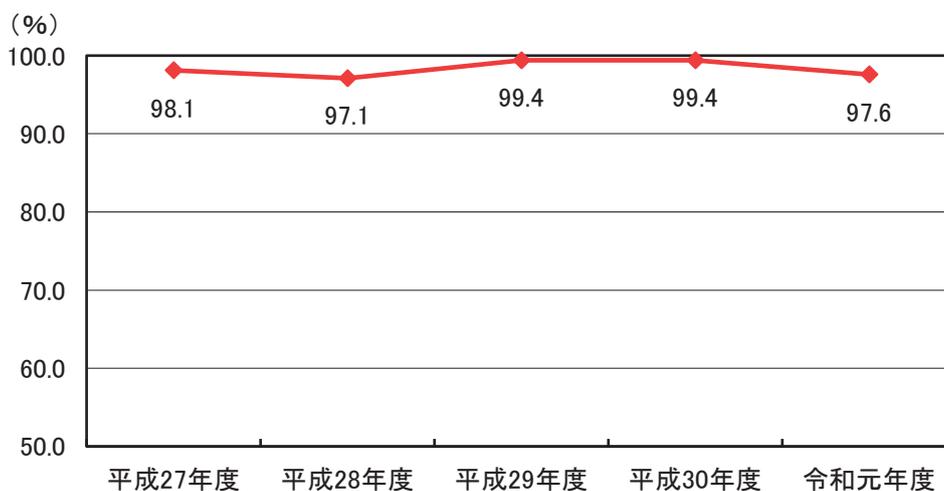
### 食品の安全・安心に向けた衛生管理を推進します

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 近年、食に関わるスタイルやニーズが多様化し、輸入食品の増大や新開発食品、遺伝子組み換え食品など、食に関わる環境が目まぐるしく変化する中、令和元年度における食の安全に関心を持っている区民の割合は90.4%と高い水準にあります。
- 区では、食品関係事業者への監視、食品収去検査、実務講習会等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者の自主的な衛生管理について、食品衛生協会との連携により推進しています。
- 食品衛生法等が平成30年6月に一部改正されたことにより、原則として全ての食品等事業者は、令和2年6月からHACCP（ハサップ）<sup>1</sup>に沿った衛生管理に取り組むことが求められています。

図表 食品等の収去検査適合率

出典：生活衛生課資料（事務事業評価表）



注) 適合率 (%) = 適合数 / 総検査数 × 100

1 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法

## 2 施策の方向性

- **相談体制の充実** 食の安全に対する区民の意識の高まりに対応するため、食品への疑問等について、区民が速やかに説明を受けられる相談方法等を充実させます。
- **HACCPの普及** 食品等事業者にとって、必須かつ有効な食品の衛生管理手法として、HACCPの着実な普及に向けて必要な支援・指導に取り組みます。特に、中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品等事業者を対象に、HACCPに対する理解促進と手法の導入に向けた支援を充実させます。
- **健康危機管理の促進** 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に、食品検査、施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理を促進します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
食品等の収去検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	97.6	98.7



区内スーパーでの食品衛生監視

## 施策3 環境衛生



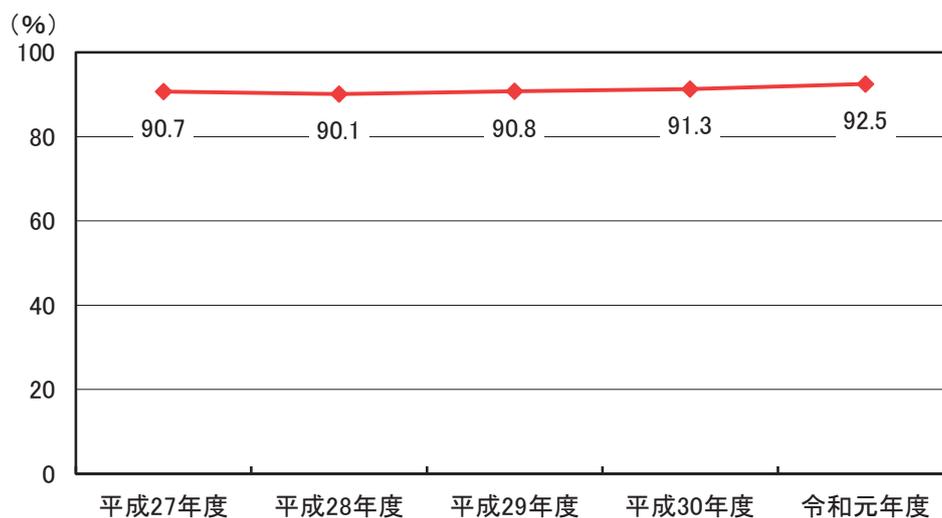
### 衛生的で快適な環境を整えます

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区が実施する理・美容所や公衆浴場などの環境衛生関係営業施設への衛生指導や、営業施設における利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 公衆浴場をはじめとする営業施設の中には、営業者の高齢化や経営状況の悪化等の理由により、設備の老朽化が進んでいる施設があります。今後、こうした営業施設が設備改善を図りながら良好な衛生環境を維持できるようにしていく必要があります。
- 平成30年6月の住宅宿泊事業法の施行により、区でも令和2年3月末現在、207の住宅宿泊事業（民泊）が運営されています。今後も、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続する必要があります。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫にえさを与えるだけで不妊・去勢手術やトイレの設置をしない人も多く、苦情が絶えない状況にあります。

図表 環境衛生関係営業施設の検査適合率（%）

出典：生活衛生課資料（事務事業評価表）



注) 適合率 (%) = 適合数 / 総検査数 × 100

## 2 施策の方向性

- **衛生監視・指導の実施** 環境衛生関係法令に基づき、環境衛生関係営業施設の衛生監視・指導を実施します。
- **衛生に関する相談支援の強化** 設備の老朽化や営業者の高齢化が進む営業施設に対し、衛生を維持しながら営業できるよう、衛生確保に関する情報提供を的確に行うとともに、相談支援体制を強化します。
- **民泊の適正管理の促進** 住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営の確保や届出手段の明確化を目的としたガイドラインに沿って、事業者に対して届出住宅を適正に管理するための指導を継続します。
- **動物の適正飼養の促進** 犬や猫などの飼養者に対して、動物の適正な飼養に関する普及啓発を行い、排泄物の放置防止を含めたマナーの向上を図ります。また、飼い主のいない猫については、不妊・去勢手術を推進することで増加を抑制するとともに、地域住民との協働による適正管理に向けて引き続き協議し、人と動物が共に住みよいまちを目指します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
環境衛生関係営業施設の検査適合率 (%) (適合数/総検査数×100・生活衛生課)	92.5	93.6



公衆浴場での水質検査

政策  
5

## 地域福祉・低所得者支援

住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らせるようにします

## 1 政策目的

- 地域で支援を必要とする方や家族を地域で包括的に支える環境を整備し、誰もが住み慣れた地域で支え合いながら、安心して暮らし続けられるようにします。
- 生活に困窮する区民が、自らの能力を十分に活用しながら生活の安定と向上を図れるよう支援し、自立した生活を送れるようにします。
- 経済的な困難を有する子どもの将来の進路選択の幅を広げられるよう支援し、自立した大人に成長できるようにします。

## 2 政策の方向性

- 誰もが地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な方を適切なサービスにつなぐとともに、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進し、家族・地域をまるごと支える仕組みを構築します。
- 福祉サービスを安心して利用できるよう、福祉人材の確保・定着支援や福祉サービス第三者評価の受審促進を図るとともに、成年後見制度<sup>参P282</sup>の活用を促進し、区民の権利と利益を保護します。
- 生活に困窮する区民が自立した生活を送れるよう、生活困窮者やひとり親世帯への就労や生活を支援するとともに、子どもの学習支援や進学に向けた支援に取り組みます。



民生委員活動



小地域福祉活動（ふれあいサロン）

## 3 施策の体系

政策5 地域福祉・低所得者支援	
<b>施策1 地域福祉の推進</b>	支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくります
新【計画事業】包括的な支援体制の整備	
(計画事業以外の事務事業) かつしかあんしんネットワーク事業 生活支援体制整備事業 民生委員関係事務 社会福祉協議会助成 行旅病人及び死亡人取扱事務 原爆被爆者見舞金支給 シルバーピア管理	
<b>施策2 福祉サービス利用者支援</b>	福祉サービスを安心して利用できるようにします
新【計画事業】福祉人材の確保・定着支援	
【計画事業】成年後見事業の推進	
(計画事業以外の事務事業) 介護相談員事業 福祉サービス苦情調整委員 福祉サービス第三者評価事業推進 社会福祉法人認可・指導監査事務	
<b>施策3 生活困窮者支援</b>	生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします
【計画事業】生活困窮者自立支援事業	
(計画事業以外の事務事業) 中小企業勤労者生活資金融資事業 母子及び父子福祉資金貸付 生活保護 中国残留邦人等支援 福祉事務所運営 受験生チャレンジ支援貸付事業 火災等り災者見舞金支給 ひとり親家庭自立支援(就労支援) ひとり親家庭自立支援(給付金) 入院助産 母子及び父子福祉応急小口資金貸付	

## 施策1 地域福祉の推進



### 支援が必要な区民を地域で支え合う仕組みをつくりま

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、区、民生委員・児童委員、関係機関による協力の下、地域全体で見守り・支える地域包括ケアシステムを推進するとともに、生活支援体制整備事業<sup>1</sup>や小地域福祉活動<sup>2</sup>により、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。
- 現在、相談者が抱える問題は多様化し、支援内容も複雑化しています。今後、福祉に関する機関が連携を図りつつ、必要な人に必要な支援が行き渡るための支援体制を充実させる必要があります。
- 近年、公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっています。地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって行う新たなサービスの創出や人材を育成する必要があります。

1 地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付けるための取組

2 身近な地域で支え合う仕組みを築き、地域の住民がそれぞれの地域の困り事や心配事などの解決に向けた方法や活動内容を考え、取り組んでいく地域活動。本区では葛飾区社会福祉協議会が推進している。

## 2 施策の方向性

- **包括的な相談支援** 高齢者、障害者、生活困窮者等の相談支援に係る事業を横断的に実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援体制を構築します。実施に当たっては、関係機関との連携を強化するとともに、自ら相談しにくい状況にある方に対するアウトリーチ<sup>※P281</sup>（訪問支援）も含めた伴走支援を実施します。
- **地域社会とのつながり支援** 見守りや支援が必要な方を把握し、本人や世帯の状態に寄り添って、適切なサービスにつなぐとともに、本人のニーズに合った様々な地域資源を開拓しながら、地域社会とのつながりづくりを支援できる体制を整備します。
- **地域づくりに向けた支援** 自治町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域の支援団体等や、関係機関と連携し、地域社会からの孤立を防ぎ、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりを支援します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
支援が必要な時に、地域で頼れる人や相談先がある区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	37.0	39.2

## 4 計画事業

事業名	事業内容
包括的な支援体制の整備	複雑化・複合化する福祉の各分野を超えた様々な課題に対応するため、各分野を横断的に連携・協働する包括的な相談支援体制を整備するとともに、地域づくりに向けた支援を進めていきます。



自立相談支援窓口

## 施策2 福祉サービス利用者支援



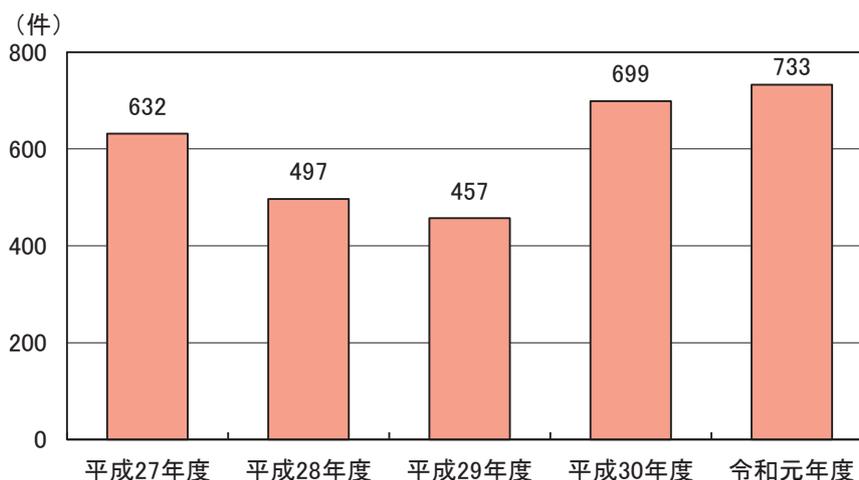
### 福祉サービスを安心して利用できるようにします

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 福祉人材の確保は全国的な課題になっています。そのため区では、合同就職相談会や、職員を対象とした資格取得の助成、スキルアップ研修を実施しています。今後も、区民に良質かつ適切なサービスを提供できるよう、福祉人材の確保・育成の取組を強化する必要があります。
- 福祉サービスの利用を検討している区民に向けて、区の窓口やホームページ等で福祉サービス第三者評価<sup>3</sup>の評価結果の情報を提供しています。近年、福祉サービス第三者評価を受審した区内の事業所の数は増加傾向で推移しており、今後も受審実績のない事業所を中心として、受審促進を図る必要があります。
- 福祉サービスが多様化する中で、利用者からの苦情も更に多様化、複雑化することが予想されます。今後も、福祉サービス苦情調整委員制度<sup>4</sup>を活用し、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る必要があります。
- 近年、区における成年後見制度<sup>5</sup>に関する相談件数や利用者数は増加傾向にあり、本区でも市民後見人<sup>5</sup>を養成していますが、実務経験を積む場が不足しています。今後も、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう取り組んでいく必要があります。

図表 成年後見センターの成年後見制度の相談件数

出典：福祉管理課資料



- 3 第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価するもの
- 4 弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利・利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るもの。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監査の際に、苦情処理等の状況を点検している。
- 5 家庭裁判所から成年後見人として選任された一般市民のことで、行政機関や専門団体による養成と活動支援を受けながら、本人の身近な存在として後見活動を行う者

## 2 施策の方向性

- **福祉人材の確保・定着** 福祉人材の確保・定着を図るため、働きやすい環境づくりを進め、管理者・責任者向けに人材の定着に必要なマネジメントの支援を行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
- **福祉サービス第三者評価の受審促進** 区民が必要な福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、最新の情報提供を行います。また、事業者に対して積極的な働きかけを行い、福祉サービス第三者評価の受審促進を図ります。
- **福祉サービス苦情調整委員制度の活用促進** 福祉サービス苦情調整委員制度の認知度を更に高め、活用を促進することで、区民が安心して福祉サービスを利用できる環境を整えます。
- **成年後見制度の充実** 成年後見制度の利用が必要な区民が、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、制度活用の促進や支援体制の充実を図ります。



成年後見センター相談窓口

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
区内の福祉サービス提供事業所で第三者評価を受審した事業所数（事業所） (とうきょう福祉ナビゲーション)	126	170
成年後見制度の利用者数（人） (東京家庭裁判所の統計に基づく概数)	679	789

## 4 計画事業

事業名	事業内容
福祉人材の確保・定着支援	合同就職相談会や資格取得の助成を行うとともに、スキルアップ研修等の実施によって働きやすい環境づくりを進めるほか、人材定着に向けた負担軽減策に取り組みます。
成年後見事業の推進	成年後見センターの中核機関 <sup>6</sup> を中心に、成年後見制度を周知するとともに専門職による相談支援を行い、成年後見制度の利用を促進していきます。また、後見人候補者の選定支援、申立費用や報酬の助成を行い、支援の充実を図ります。さらに、後見の担い手を増やすために、身近な地域の支援者である市民後見人の育成をより一層進めていきます。

6 日常の支援を行う関係者による支援チームづくりを進め、成年後見に係る法律職や福祉職、介護や医療関係者、地域の支援者による協議会を適切に運営していくために中核となる機関

## 施策3 生活困窮者支援



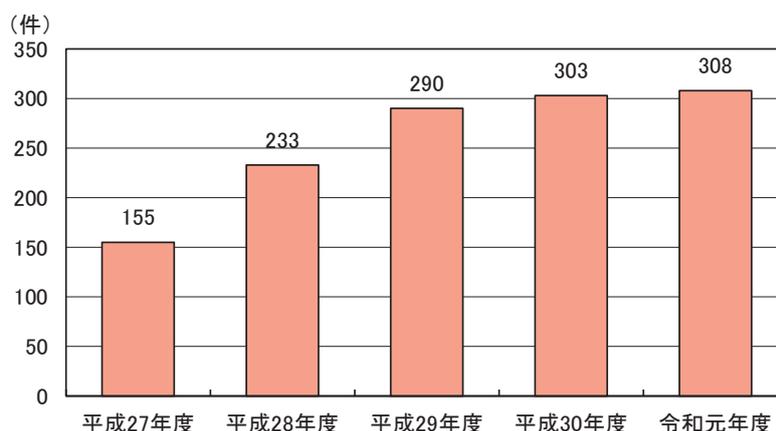
生活に困窮する区民の生活を支援し、自立した生活を送れるようにします

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」におかれてきた生活困窮者に対する支援を強化するため、生活困窮者自立支援法の制定と生活保護法の一部改正がなされました。今後、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方向の連携を円滑しつつ支援を行う必要があります。
- 心身の状況の低下、借金、家庭、人間関係等、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談件数は増加傾向にあります。今後も、専門的な知識を有する自立支援相談員がきめ細かな対応に取り組むことにより、早期の自立を促進する必要があります。
- 今後、心身の障害、地域社会からの孤立、ひきこもりなどの事情により、就労経験・社会経験が乏しく就労が容易でない方の存在が一層顕在化すると予想されます。このような方に対し、関係機関と連携して支援体制の強化を図る必要があります。
- 区では、従来の公共職業安定所や就労専門員による支援に加え、専門性の高い事業者による就労に向けた動機付けの支援をした結果、生活保護を脱却した世帯の割合が増加しています。今後も、生活保護受給者の自立を助長する必要があります。
- 平成29年度東京都福祉保健基礎調査によると、東京都におけるひとり親世帯のうち、年間収入が200万円未満の世帯割合は、母子世帯では35.9%、父子世帯では14.3%です。ひとり親家庭が自立し経済的に安定した生活を送れるよう、関係機関が連携して様々な支援策を実施する必要があります。
- 区では、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。今後も、様々な要因から学習の定着に課題のある子どもたちの基礎学力の向上を図り、高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。

図表 生活困窮者自立支援制度の利用者数（自立支援計画策定者数）

出典：福祉管理課資料



## 2 施策の方向性

- **重層的なセーフティネットによる支援** 生活保護に至る前段階での自立を支援する生活困窮者自立支援制度と、適正な生活保護制度の重層的なセーフティネット体制により、生活困窮者を支援します。
- **生活困窮者の自立促進** 生活困窮者の早期の自立を促進するため、一人一人の生活困窮者の課題に寄り添い、就労支援や家計改善をはじめとした包括的・計画的な支援を実施します。
- **訪問支援** 自ら生活困窮者支援相談窓口に出向くことが難しい方には、アウトリーチ<sup>※P281</sup>（訪問支援）を実施します。また、特別な事情を抱える方には、関係機関と連携し、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるよう支援するなど、日常生活や社会生活面での自立を助長します。
- **就労支援** 就労が可能な生活保護受給者については、引き続き一人一人の個性や特性に合わせた就労支援を行います。
- **ひとり親家庭の自立促進** ひとり親家庭が抱える課題と個別のニーズに寄り添い、ひとり親家庭の就労や就職に有利な資格取得、子どもの進学費用の貸付け等の支援を充実させ自立を促進します。
- **学習支援** 学校・教育委員会と連携しながら、基礎学力の定着に課題のある子どもに学習支援事業を行うとともに、子どもの生活習慣・環境の改善に向けた子どもや保護者への支援を学習支援の場を活用して実施します。



就職支援ナビゲーターへの相談

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
就労支援事業支援者数（人） (生活保護被保護者（その他世帯）の就労支援者数・西生活課)	326	660
生活困窮者自立支援事業の就労準備支援計画件数（人） (福祉管理課)	22	44
ひとり親家庭自立支援事業により、就職・転職・収入増が 図られたひとり親の世帯（世帯） (子育て支援課)	54	76

## 4 計画事業

事業名	事業内容
生活困窮者自立支援事業	生活困窮に関する相談に対応し、課題解決に向けた情報提供や関係窓口を紹介するとともに、専門の相談員が一人一人の課題に応じた支援計画を作成します。また、就労支援や住居確保給付金の支給など、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

政策  
6

## 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で自分らしくいきいきと安心して暮らせるようにします

## 1 政策目的

高齢者が自分らしくいきいきと過ごせる環境をつくとともに、介護が必要となっても、地域の中で見守られ、互いに支え合いながら、安心して暮らせるようにします。

## 2 政策の方向性

- 高齢者が自分らしく生活できるようにするため、それぞれの生活や心身状態に加え、能力・意欲に応じた就労や自主的な活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。
- 介護予防<sup>※P282</sup>活動等を行う自主グループに専門職を派遣するなど、効果的・持続的に介護予防活動に取り組めるよう支援します。
- 高齢者が必要な介護や自立支援を受けて安心して生活できるよう、必要な介護サービスを確保するとともに、認知症の重度化の防止や認知症の理解を深める普及啓発等に取り組みます。



運動習慣推進プラチナ・フィットネス

## 3 施策の体系

政策6 高齢者支援	
<b>施策1 高齢者活動支援</b>	<b>高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します</b>
(計画事業以外の事務事業) 高齢者クラブ助成 高齢者クラブ連合会助成 シルバー人材センター助成 IT・活動情報サロン 地域福祉活動費助成 社会参加セミナー委託 シニア就業支援事業費助成 シルバーカレッジ 生きがい支援講座事業 ゲートボール場維持管理 異世代・地域交流事業 シニア向けパソコン講座等運営委託 シニア活動支援センター維持管理	
<b>施策2 介護予防</b>	<b>高齢者の介護予防活動への支援を充実させます</b>
<b>【計画事業】 高齢者の介護予防事業</b>	
(計画事業以外の事務事業) 介護予防・生活支援サービス事業	
<b>施策3 高齢者要介護・自立支援</b>	<b>高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします</b>
<b>【計画事業】 高齢者介護施設の整備等支援</b>	
<b>【計画事業】 認知症事業の充実</b>	
(計画事業以外の事務事業) 福祉総合窓口受付業務委託 特別永住者給付金事業 家族介護者支援事業委託 養護老人ホーム措置 特別養護老人ホーム等措置 おむつ支給・使用料助成(高齢者) 出張理美容事業(高齢者) 寝具乾燥消毒委託(高齢者) 長寿慰労事務 くつろぎ入浴事業 高齢者自立支援住宅改修費助成 高齢者住宅設備改修費助成 高齢者虐待防止事業 シルバーカー購入費助成 生活支援ショートステイ委託 救急医療情報キット給付事業 見守り型緊急通報システム使用料助成(高齢者) 家庭用卓上電磁調理器購入費助成 補聴器購入費助成(高齢者) 総合事業生活介護員研修 地域包括支援センター運営委託 配食サービス事業(高齢者) 介護給付適正化推進事業 一般事務(介護保険) 生計困難者等利用者負担額軽減 介護認定審査会運営 介護認定調査 保険給付(介護保険) 高額介護サービス費等貸付金 家族介護慰労金支給 特別養護老人ホーム等大規模改修費助成	

## 施策1 高齢者活動支援



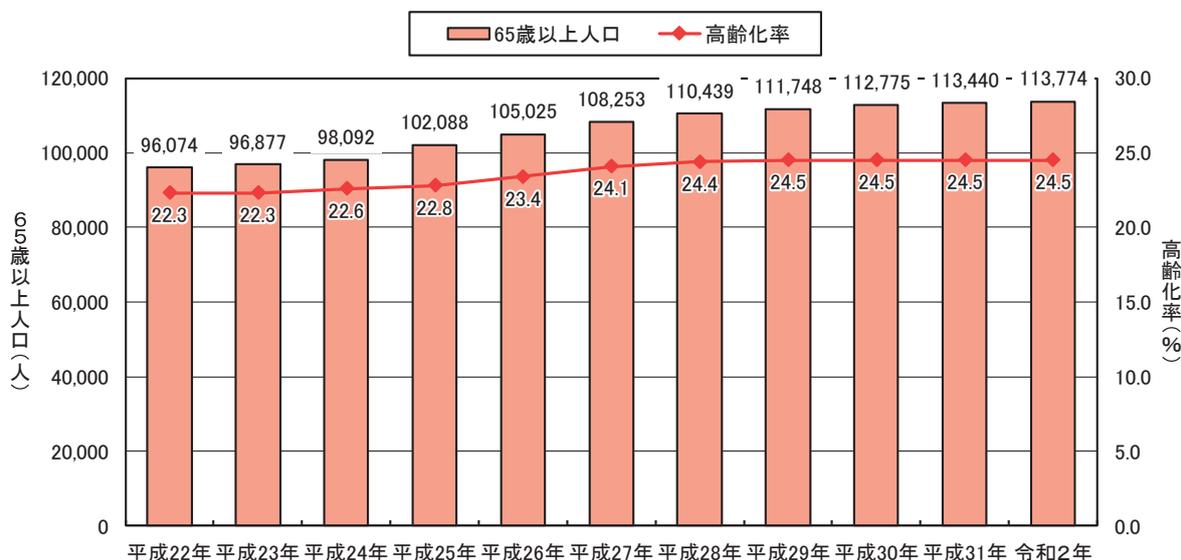
高齢者の就労や自主的な活動を支援し、社会参加を促進します

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区の高齢化率（65歳以上の人口割合）は、令和7年頃には25%に上昇すると予測されています。区では、高齢者が豊富な経験や知識を活かしつつ、就業や社会貢献活動などへの参加を通して、地域の中でいきいきと過ごせる環境づくりを進めています。
- 区では、これまでに高齢者クラブ<sup>1</sup>やシルバー人材センター<sup>2</sup>への支援や、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施してきました。
- 近年、シルバー人材センターの会員数は横ばい、高齢者クラブの会員数は減少傾向で推移しています。今後更に高齢者人口が増加すると見込まれる中、自分らしく活動したいと考える高齢者がそれぞれの生活や心身状態に加え、能力や意欲に応じて活動できるように、高齢者個人や自主的に活動する団体等への支援を強化する必要があります。

図表 65歳以上人口及び高齢化率  
(各年1月1日現在)

出典：戸籍住民課資料（葛飾区統計書 令和2年刊行）



- 1 概ね60歳以上の方が集まって社会奉仕活動、健康増進、レクリエーション、地域社会との交流を中心とした活動を行っている団体。平成31年3月31日現在、151団体、加入率は7.4%
- 2 区内在住の60歳以上の健康で働く意欲のある方を対象に、生きがいづくり、社会参加、健康維持などのため、臨時的・短期的な仕事を提供する団体。平成31年5月31日現在、会員数は2,890人、就業率は約68%

## 2 施策の方向性

- **社会参加の促進** 人生100年時代の到来を見据え、先進的な生きがい活動事例等の情報を収集し、高齢者の社会参加を一層促進するための環境を整備します。
- **就労・活動の支援** 高齢者が生きがいをもって生活できるよう、個々の希望に応じた情報提供等を行い、高齢者の就労や自主的な活動を支援します。また、窓口における案内等を通して、自主的に活動する団体等のPRに努めるなど、高齢者の就労や自主的な活動<sup>3</sup>が持続するように支援します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、就労や自主的な活動の場を持っている人の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	53.1	55.3



生きがい支援講座「優しいヨガ」

3 地域住民の有志によって、健康づくりや趣味等の活動を行うこと。

## 施策2 介護予防



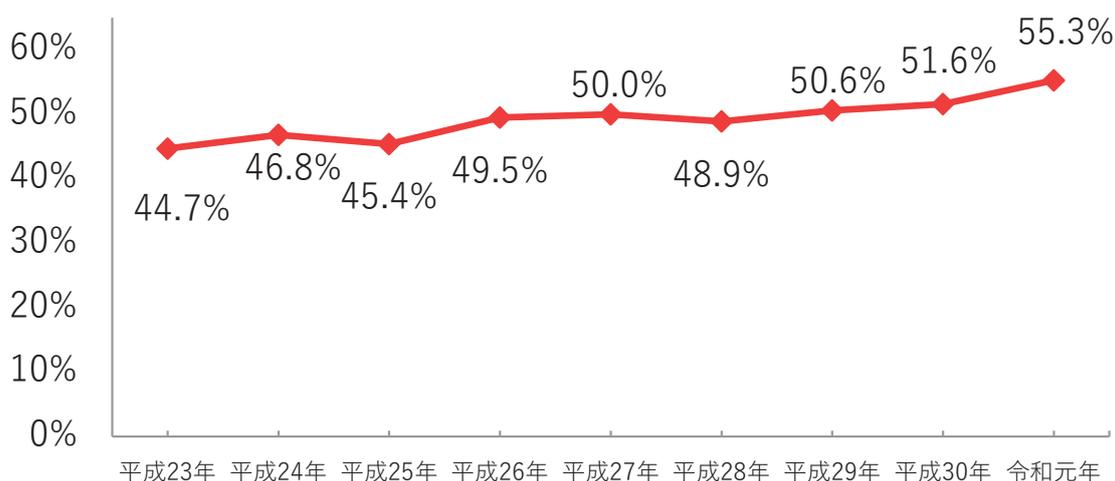
### 高齢者の介護予防活動への支援を充実させます

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者の身体機能の維持や認知症予防等を目的とした様々なプログラムを提供するとともに、区内各所で通所型住民主体サービス<sup>4</sup>が展開されています。また、区民の継続的な介護予防<sup>※P262</sup>を促進するため、自主グループ等を支援するとともに、フィットネスクラブと協働し、運動のきっかけづくりを支援しています。
- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、リーダーの高齢化や新規加入者の減少等により、自主グループの活動そのものが困難になるなど、活動の継続に支障を来す事態が生じています。そのため、地域の自主グループが持続的に活動できるように支援するとともに、これから65歳を迎える方の参加を促す必要があります。
- 高齢者等サロンなどを実施する自主グループ等への支援を充実させ、より高い効果を得ることができる介護予防活動としていく必要があります。
- 今後、高齢者の様々なニーズに対応するため、区や自主グループ等が実施する様々な事業や活動について、一括して支援や情報提供できる体制を整備する必要があります。

図表 60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる区民の割合

出典：葛飾区政策・施策マーケティング調査



4 地域の自主グループやNPO法人等が実施する介護予防活動を通して、高齢者が交流できる通いの場である「高齢者等サロン」と、高齢者の介護予防・重度化防止のために、介護サービス事業者等が実施する医療・介護の専門職による各種プログラムを行う緩和型のデイサービスである「ミニ・デイサービス」の2つがある。

## 2 施策の方向性

- **介護予防の担い手養成** 地域における介護予防の担い手となるリーダーを養成し、自主グループが持続的に活動できるよう支援する体制を整えます。また、新たに65歳を迎える方の参加を増やすため、介護予防活動や各地域における自主グループ活動の情報を集約し発信するなど、継続的な周知に取り組みます。
- **介護予防活動の推進** 保健師や理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の専門職を地域の自主グループに派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を推進し、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していきます。
- **介護予防活動継続への支援** 高齢者の様々なニーズに対応するため、高齢者が活動を自ら選択できる体制の構築や情報提供の充実を目指します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
60歳以上の区民のうち、介護予防に取り組んでいる人の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	55.3	57.5
要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の区民の割合 (%) (介護保険課)	80.3	82.5

## 4 計画事業

事業名	事業内容
高齢者の介護予防事業	区や自主グループなどが実施する様々な介護予防活動の情報を集約し情報提供できる体制を整備します。また、地域の自主グループが実施する介護予防活動の場に、保健師、管理栄養士等の専門職を派遣し、運動や筋力低下、栄養にも配慮した介護予防活動を進め、健康部とも連携して保健事業と一体的に実施します。



うんどう教室



自主グループへの専門職派遣

### 施策3 高齢者要介護・自立支援



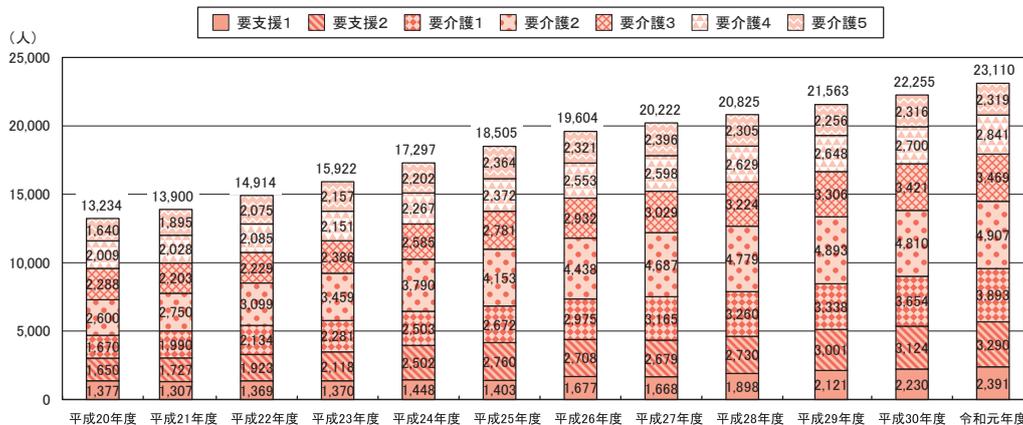
高齢者が必要な介護や自立支援を受け、安心して生活できるようにします

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を7つの日常生活圏域ごとに2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。区内における令和元年度の要支援・要介護認定者数は、平成20年度と比べて約1.7倍の23,110人であり、今後更に増加することが見込まれています。また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、孤立死の増加が懸念されています。
- 区の調査<sup>5</sup>結果によると、要支援・要介護認定者のうち約7割が、現在の住まいで生活したいと希望しています。区民のニーズを踏まえ、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。
- 令和2年4月1日現在、本区の特別養護老人ホームの整備率<sup>6</sup>は、約24%となっています。また、認知症高齢者グループホームは34施設、小規模多機能型居宅介護は5施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2施設が整備されています。今後、要介護高齢者の推移やサービスの利用動向に合わせた施設整備を行っていく必要があります。
- 幅広い世代に対し、認知症に対する正しい理解を普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。今後、認知症高齢者の増加により、介護する家族の経済的・精神的負担が懸念される中、認知症高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていく必要があります。

図表 要介護・要支援認定者数

出典：介護保険課資料



5 本区が平成29年度に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」の基礎的な資料とするため、区内在住の65歳以上の高齢者を、要支援・要介護の認定を受けていない方と、要支援・要介護認定を受けている方に分け、それぞれ生活実態や意向等を把握、分析することを目的に実施した「高齢者の生活に関する調査」

6 特別養護老人ホームの定員数を要介護3以上の認定者数で除した率

## 2 施策の方向性

- **地域ネットワークの強化** 高齢者総合相談センターを中心に、関係機関との連携や地域ネットワークを強化します。また、支援の必要なひとり暮らし高齢者や認知症高齢者等の把握に努め、継続的な見守り等を行います。
- **介護サービスの確保** 必要な介護サービス量を確保するため、各介護サービスの需要を見極め、その結果を介護保険法に基づき3年ごとに策定する介護保険事業計画に適切に反映させます。
- **施設サービスの確保** 特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等については、各施設の利用状況や入所状況等を把握し、施設サービス量を確保していきます。また、老朽化した介護施設の大規模工事に当たっては、代替施設を整備して利用者の住環境と安全面に配慮するとともに、予防保全も含めた改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。
- **認知症への支援** できる限り早期の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげることで、重度化を防いで本人と家族の生活の質を維持し、地域で安心して暮らし続けられるようにします。また、幅広い世代が認知症への正しい理解を深められるよう、普及啓発に取り組みます。



認知症高齢者グループホーム

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
介護や高齢者福祉サービスが受けられる環境が整っていると思う区民の割合 (%) (政策・施策マーケティング調査)	50.0	52.2
要介護認定を受けている65歳以上の区民のうち、在宅で介護サービスを利用している人の割合 (%) (介護保険課)	75.3	76.4

## 4 計画事業

事業名	事業内容
高齢者介護施設の整備等支援	高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活できるよう、地域密着型サービスにおける（看護）小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護の制度周知や、認知症高齢者グループホームの整備支援、既存の特別養護老人ホームにおけるショートステイ床の本床への転用を計画的に推進します。また、老朽化が進み、大規模改修が必要な特別養護老人ホームの代替施設を整備します。
認知症事業の充実	認知症への正しい理解を広める「普及啓発」、認知症の「早期発見・早期支援」、認知症により徘徊する方を早期に発見し、保護する「認知症高齢者徘徊対策」の3つを柱に事業の充実を図ります。また、認知症の方の支援ニーズに認知症サポーター等をつなげるチームオレンジ <sup>7</sup> の立ち上げなど、地域全体で認知症の方とその家族を支援していく体制を強化します。

7 国が認知症施策推進大綱に基づき令和7（2025）年度までに全区市町村で整備を進めることを目標としている、認知症サポーターが地域の認知症の人を支える体制

政策  
7

## 障害者支援

障害のある方が、自分らしく安心して生活できるようにします

## 1 政策目的

- 障害のある方もない方も、誰もが自らの可能性を十分に発揮しながら社会参加でき、共に働き、共に生活し続けられるようにします。
- 発達の遅れや障害のある方が、一人一人の状況やライフステージに応じた適切な支援を受け、自分らしく生活できるようにします。

## 2 政策の方向性

- 障害のある方が自分らしく、自立して暮らせるよう、日中活動の場の確保に向けた施設の整備や生活支援を進めるとともに、障害への理解の促進を図ります。
- 障害のある方が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるよう、一般就労に向けた支援や雇用機会の確保を図るとともに、障害のある方の経済的な自立に向けた支援を進めます。
- 発達に課題のある児童が安心して生活を送れるよう、療育等の支援が必要な児童を早期に見つけて適切な支援につなげるとともに、保育所等訪問支援や居宅訪問型の児童発達支援の充実を図ります。



地域福祉・障害者センター（ウェルビアかつしか）

## 3 施策の体系

政策7 障害者支援	
<b>施策1 障害者自立支援</b>	障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します
	【計画事業】 障害者施設の整備支援
	新【計画事業】 障害への理解と交流の促進
	(計画事業以外の事務事業) 地域生活支援型入所施設の整備支援 維持管理(障害者福祉センター等) 生活介護事業 地域活動支援センター事業 自立訓練事業 障害者施策推進協議会運営 喫茶コーナー(地域活動支援センター)の運営 障害者差別解消推進 バス借上社会参加促進経費助成 移動支援事業委託(身体障害・知的障害) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 巡回入浴サービス委託 相談支援事業所運営費等助成 自立生活支援事業 障害福祉サービス給付審査会運営 障害福祉サービス利用計画作成 介護・訓練等給付 自立支援医療(更生医療) 中等度難聴児補聴器購入費助成 日常生活用具給付(身体障害・知的障害) 日中活動支援事業 補装具給付(自立支援) 緊急一時保護委託 住宅設備改善費助成 自動車運転免許証取得費助成 自動車改造費助成 車いす貸出 手話相談 手話通訳者等派遣事業委託 重度脳性麻ひ者介護人派遣 重度障害者特別給付金 重度心身障害者(児)手当 心身障害者手当国制度分 心身障害者福祉手当 身障者手帳交付・相談事務 身体障害者相談員活動 知的障害者相談員活動 生活寮家賃助成 障害者自立支援事業委託 障害者地域生活移行・定着化支援費助成 おむつ支給・使用料助成(障害者) 出張理美容事業(障害者) 寝具乾燥消毒委託(障害者) 配食サービス事業委託(障害者) 見守り型緊急通報システム使用料助成(障害者) 移動支援事業委託(精神障害) 自立支援給付(精神障害・難病) 精神障害者グループホーム運営費助成 地域活動支援センター運営費助成 精神保健福祉手帳交付 日常生活用具給付(精神障害・難病) 元区立障害者福祉施設支援 民間通所施設送迎費助成 民間通所施設負担軽減経費助成 通所施設就労支援事業助成 民間通所施設サービス向上推進費助成(身体・知的障害) 民間通所施設サービス向上推進費助成(精神障害) 重度障害者日中活動促進費助成
<b>施策2 障害者就労支援</b>	障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します
	【計画事業】 障害者就労支援事業
<b>施策3 児童発達支援</b>	発達が心配される児童一人一人の発達を支援します
	【計画事業】 保育所等訪問支援事業
	新【計画事業】 居宅訪問型児童発達支援事業
	(計画事業以外の事務事業) 障害児療育施設運営費助成 子ども発達センター事業 障害児療育施設利用料等助成 障害児福祉サービス利用計画作成 障害児通所給付

## 施策1 障害者自立支援



障害のある方が自らの可能性を発揮し、自分らしく暮らせるように支援します

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、就労継続支援<sup>1</sup>や生活介護<sup>2</sup>、自立訓練<sup>3</sup>などを行う通所施設や、障害者入所支援等を行う施設の整備支援を行い、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、地域で生活を支援するための拠点を確保してきました。今後は、医療的ケア<sup>4</sup>が必要な障害のある方や、車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の受入枠を拡充する必要があります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが懸念されています。
- 近年、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる相談が増加傾向にあります。多様な相談に適切に対応するため、区と民間の機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる体制を構築するとともに、生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害者意向等調査によると、近年、障害のある方の社会参加は進んでいない状況にあります。今後、障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいを支援する必要があります。
- 区では、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者虐待に関する相談支援体制を整備しています。また、障害者差別に関する相談窓口を設置し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行う体制を整えています。今後も、障害者虐待に適切に対応するとともに、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮に関する取組を推進する必要があります。



障害者施設区役所合同販売会

- 1 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う支援
- 2 常に介護を必要とする人に、昼の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの
- 3 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために実施する訓練
- 4 痰の吸引や経管栄養など、看護師や一定の研修を修了した介護士などが行うケア

## 2 施策の方向性

- **施設の整備** 全ての障害のある方が日中活動の場を確保できるようにするため、サービスの必要量に合わせて施設の整備を支援するとともに、既存施設を活用して日中活動の場の確保に取り組む法人等への支援策を検討します。
- **在宅生活の支援** 障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」へ備え、家族の状況等を的確に把握し、個々のニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、在宅生活を適切に支援します。また、支援拠点の整備を促進することで、安定したサービスの提供を確保します。
- **支援の質的向上** 多様化する支援ニーズに的確に対応するため、相談支援事業所における人材育成に取り組み、支援の質を向上することで、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握したケアマネジメント<sup>5</sup>を確実に実施するとともに、障害のある方のライフステージに応じて、教育機関・医療機関等との連携を図ります。
- **社会参加の促進** 施設等から、ひとり暮らしへ移行を希望する障害のある方の地域生活を支援するため、自立生活援助事業所<sup>6</sup>の整備・運営支援を検討します。また、区や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障害のある方との関わり方や障害への理解を深めるよう広く働きかけ、障害のある方が希望する活動に積極的に参加できる環境づくりを進めます。
- **障害者虐待の防止** 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進め、養護者や福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導を行い、虐待を受けた方を保護します。また、障害者差別に関する相談窓口に寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに、具体的な対応策を検討します。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
相談支援事業所等でケアマネジメントを利用している障害者の割合 (%) (サービス等利用計画作成人数/障害福祉サービス等受給者数×100・障害福祉課)	86.7	90.0

## 4 計画事業

事業名	事業内容
障害者施設の整備支援	社会福祉法人等に対する施設整備費の一部助成や区有地の無償貸付け等により、生活介護のサービスを提供する施設の整備を促進し、日中活動の場を確保します。また、重度障害のある方に対応できるグループホームの整備を促進するとともに、既存のグループホーム等を活用するための支援策も検討します。
障害への理解と交流の促進	普及啓発講座の実施やSNS <sup>※P281</sup> などのメディアの活用による情報発信、障害者施設自主生産品販売所における販売等を通じ、広く区民・事業者の方に対して障害への理解を広げ、障害のある方への配慮が地域で実践され、障害のある方とない方の交流を深められるよう支援します。

5 福祉サービスに係る利用計画を策定し、サービスの提供、サービス利用後のモニタリングを行うこと。

6 施設入所支援や共同生活援助を利用していた方が、自宅での生活に移行した場合に、一定期間、定期的な巡回訪問などを行い、障害のある方が直面する日常生活を営む上での様々な問題について、相談や情報提供を行うとともに、助言等の援助を行う事業所

## 施策2 障害者就労支援



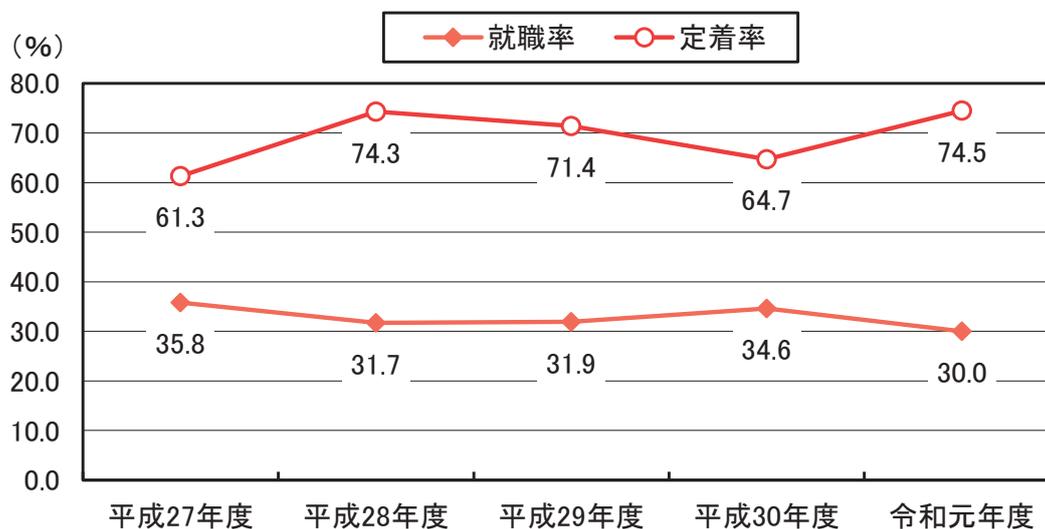
障害のある方がいきいきと働き続けられるように支援します

### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、障害のある方が一般企業や公的機関等への就労に備え経験を積む場として、チャレンジ雇用事業を実施するとともに、就労支援や就労後の職場定着支援を実施しています。近年、特例子会社<sup>7</sup>が年々増加傾向にあることに加え、短時間勤務の雇用を行う事業者に対する給付金が創設されるなど、障害のある方の活躍に向けた環境の充実が図られています。今後、特例子会社を含めた一般企業等への就労を促進する必要があります。
- 障害のある方が就職後に会社で困った時に相談を受け、できる限り働き続けられるように支援するため職場訪問を行っています。近年、障害者就労支援センターへの登録者数が毎年100名程度ずつ増加しており、職場訪問を十分に行えなくなるおそれがあります。
- 区では、「葛飾区障害者就労施設等からの物品等調達推進方針<sup>8</sup>」に基づき、区内障害者通所施設からの物品調達を推進するなど、障害者通所施設等利用者の工賃向上に取り組んでいます。今後も、福祉的就労への支援の充実を図る必要があります。

図表 障害者就労支援センター登録者の就職率、就労定着率

出典：障害福祉課資料（事務事業評価表）



注1) 就職率 (%) = 就職者数 / 就職希望者数 (登録者数 - 就職活動未実施者数) × 100

注2) 定着率 (%) = 就労継続者数 (3年間同一職場) / 新規就労者数 (3年前) × 100

7 障害のある方の雇用の促進と安定化を図ることを目的に設立された会社

8 本区による障害者就労施設等からの物品と役務の調達の推進を図るための方針を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図り、障害者就労施設等で就労する障害のある方の自立の促進を目的としたもの

## 2 施策の方向性

- **就労支援** 就労意欲のある障害のある方について、障害者就労支援センターと民間の就労支援施設やハローワークとの連携を強化し、一般企業等への就労を支援します。また、短時間であれば就労可能な障害のある方の働く機会を拓くための仕組みを試行します。
- **職場定着支援** 障害のある方が個々の能力を活かして働き続けられるよう、一般企業等へ就労した後も、就労定着支援事業所や就労先の事業所と連携を図りながら、職場定着のための切れ目のない支援を実施します。
- **工賃向上等の支援** 就労支援を行う障害者通所施設の経営や運営に詳しい専門家を派遣し、収益性の高い事業の実施・改善を提案するなど、工賃向上に結び付く事業を展開できるよう支援します。また、区の発注により工賃向上が図れるよう、障害者通所施設等の物品や労務の提供に関する情報を収集し、区の各部署へ提供するとともに、共同受注<sup>9</sup>における区の体制を整備し、受注量の拡大を図ります。



障害者雇用就労の様子

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
障害者就労支援センター登録者の新規就職率 (%) (年間新規就職者数/就職希望者数(登録者数-就職活動未実施者数)×100・障害福祉課)	30.0	41.0
障害者就労支援センター登録者の就職定着率 (%) (就労継続者数(1年間同一職場)/新規就職者数(1年前)×100・障害福祉課)	75.0	80.5

## 4 計画事業

事業名	事業内容
障害者就労支援事業	企業実習や作業訓練等を通じ、就労意欲のある障害のある方の就労を支援するとともに、就労定着支援事業所と連携し、就労後の職場定着支援の充実を図ります。また、障害のある方の就労意欲の向上や経済的な自立を図るため、区内障害者通所施設等の工賃向上に向けた支援を充実させます。

9 顧客（発注者）から依頼された仕事を複数の障害者施設が共同で受けること。仕事を受けたそれぞれの施設は、作業を分担・分割して進め、最終的に成果物をまとめて顧客（発注者）に納入する。

## 施策3 児童発達支援



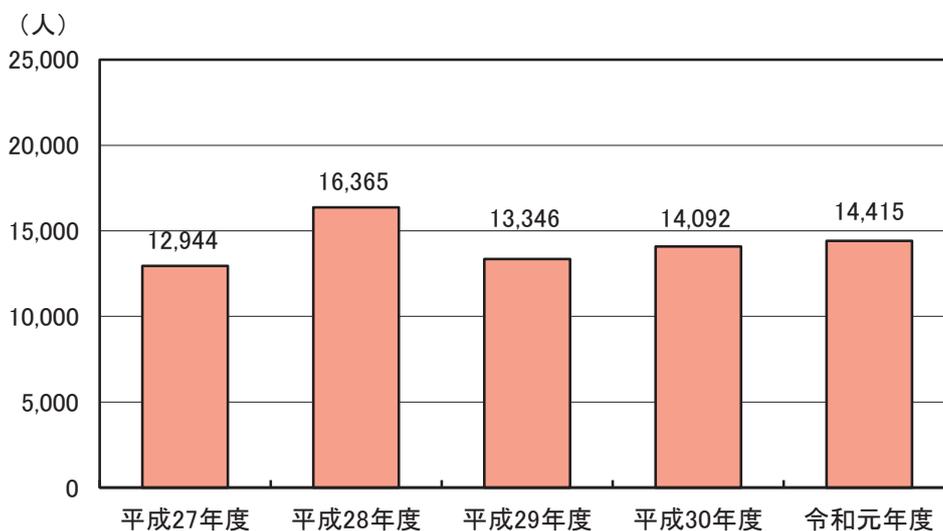
### 発達が心配される児童一人一人の発達を支援します

#### 1 施策を取り巻く現状と課題

- 区では、新たな施設の開設による児童発達支援センターの定員枠の拡大や、療育機関をはじめとした関係機関との連携により、軽度から重度まで発達に課題のある児童を早期に発見し、療育機関につなげる取組を進めてきました。今後も療育等の支援が必要な児童が安心して集団生活を送れるよう、療育機関と子ども総合センター、幼稚園・保育園、学校との連携体制を強化する必要があります。
- 区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の療育を通して、施設職員や保護者に対し、児童や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。今後も、幼児への療育および職員等への助言を行う事業所を増加させる必要があります。
- 重度の障害等により外出が困難な児童の療育の機会が限られていることから、適切な療育を受けられるようにしていく必要があります。

図表 児童発達支援センター（児童発達支援）延べ利用児童数

出典：障害者施設課資料（事務事業評価表）



## 2 施策の方向性

- **支援体制の構築** 軽度から重度まで発達に課題のある児童が身近な相談機関を経て、早期に専門的な支援を受けられるよう、療育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、適切な支援につながる体制を構築します。
- **保育所等訪問支援の促進** 保育所等訪問支援を促進するため、実施事業所の拡大や、療育について専門的な知識と経験を有する人材の育成を図ります。
- **居宅訪問型の児童発達支援** 重度の障害等のために外出が困難な児童など、発達支援への多様なニーズに対応するため、子ども発達センターを中心に、居宅訪問型の児童発達支援に取り組みます。

## 3 評価指標と目標値

指標 (指標の説明・出典)	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
障害児通所支援受給児童数 (人) (障害福祉課)	629	765

## 4 計画事業

事業名	事業内容
保育所等訪問支援事業	子ども発達支援センター（児童発達支援センター）の職員が保育園や幼稚園を訪問し、発達に課題がある児童の療育を行うとともに、当該施設の職員等と連携した療育を実施する体制整備や実施事業所の拡大を図ります。また、実際の保育場面における集団参加等に関する直接支援や、保育園等の職員に対し、児童への関わり方や環境設定に関するアドバイス等の間接支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援事業	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な重度障害のある児童に対し、その居宅において日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のための必要な訓練等を支援します。



個別支援



集団支援